

勝浦町第六次総合計画 (後期基本計画)

令和7年(2025年)11月28日現在

勝 浦 町

目 次

| | |
|---------------------------|-----------|
| 第1編 序論 | 1 |
| 第2編 基本構想 | 8 |
| 第3編 基本計画 | 19 |
| 基本目標1 | 22 |
| 1 ふるさと教育の推進 | 24 |
| 2 学校教育の充実 | 26 |
| 3 人権教育の推進 | 28 |
| 4 文化・芸術・スポーツの振興 | 30 |
| 基本目標2 | 32 |
| 1 道路交通網の整備 | 34 |
| 2 公共交通網の充実 | 36 |
| 3 効果的な土地利用の推進 | 38 |
| 4 上・下水道の整備 | 40 |
| 5 移住・定住及び住宅施策の推進 | 42 |
| 6 循環型社会の推進 | 44 |
| 7 消防・救急体制の整備 | 46 |
| 基本目標3 | 48 |
| 1 勝浦ブランド（阿波かつうら）の推進 | 50 |
| 2 農林業の振興 | 52 |
| 3 商工業の振興 | 54 |
| 4 観光の振興 | 56 |
| 基本目標4 | 58 |
| 1 地域福祉の推進 | 60 |
| 2 高齢者福祉の推進 | 62 |
| 3 障がい者福祉の推進 | 64 |
| 4 子育て支援の推進 | 66 |
| 5 勝浦病院の機能の充実 | 68 |
| 6 健康づくりの推進 | 70 |
| 7 防災体制の推進 | 72 |
| 8 防犯・交通安全・消費者保護の推進 | 74 |
| 基本目標5 | 76 |
| 1 協働のまちづくりの推進 | 78 |
| 2 男女共同参画社会の推進 | 80 |
| 3 広報・広聴の充実 | 82 |
| 4 行財政改革の推進 | 84 |

第1編 序論

第1章 計画の位置付け

第1節 総合計画をめぐる動向

社会の“かたち”が変わる中で、地域は新しい役割を与えられつつあります。

情報技術の進展により現実と仮想の境界が薄れ、人と社会の関わり方が変化する中、「人にしかできない価値」や「地域にしか果たせない役割」が改めて問われています。

平成23（2011）年の地方自治法改正により、総合計画の策定は自治体の自主判断に委ねられ、地域の将来を住民とともに描く「自治体経営の羅針盤」としての位置づけが強まりました。その後、平成26（2014）年の「まち・ひと・しごと創生法」により、人口減少の克服と地域の活力再生をめざす地方創生の取組が全国に広がりました。

近年では、地方創生2.0基本構想（「持続可能な地方の実現に向けた具体的な」政策）や地方創生DX（デジタル技術を使って地域課題を解決する取組）、2050年カーボンニュートラル^{*1}をめざすGX^{*2}、Society 5.0^{*3}の実現など、国全体で持続可能で包摂的な社会をめざす動きが進められています。さらに、令和5（2023）年施行の「こども基本法」により、子ども・若者の視点を中心に据えた社会づくりが新たな潮流となっています。

こうした時代の変化の中で、自治体には、地域の強みと人の力を活かし、変化に柔軟に対応しながら、未来を主体的に形づくることが求められています。

第2節 策定の趣旨

社会の“かたち”が変わる中で、勝浦町（以下、「本町」という。）もまた、地域の力を活かしながら、自らの未来を形づくる取組を進めてきました。

令和3（2021）年度にスタートした「勝浦町第六次総合計画」では、総合計画と総合戦略を一体的に推進し、教育・子育て支援の充実、地域資源を活かした交流促進、住民参画による協働のまちづくりなどに取り組んできました。特に子どもたちの地域への愛着を育てる「ふるさと教育」を最重要課題としており、町内企業や地元学生との協働によるブランド品の開発、催事やフェアを通じた交流の広がりなど、これまで交わることのなかった地域や人々とのつながりが生まれ、地域の誇りを育む原動力にもなっています。

一方で、少子高齢化の進行や人口流出、地域の担い手不足など、町の持続性を揺るがす課題は依然として残っています。社会全体のデジタル化や価値観の多様化が進む中で、「地域で暮らすこと」「地域で働くこと」「地域で支え合うこと」の意味も変わりつつあります。

これらの成果と課題を踏まえ、令和8（2026）年度からの「勝浦町第六次総合計画（後期計画）」（以下、「本計画」という。）では、持続可能で安心して暮らせる地域社会を築き、笑顔あふれる「元気なまち かつうら」を未来へ受け継ぐための道筋を示します。

¹ 2050年カーボンニュートラル:2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることをめざす日本の国家目標。

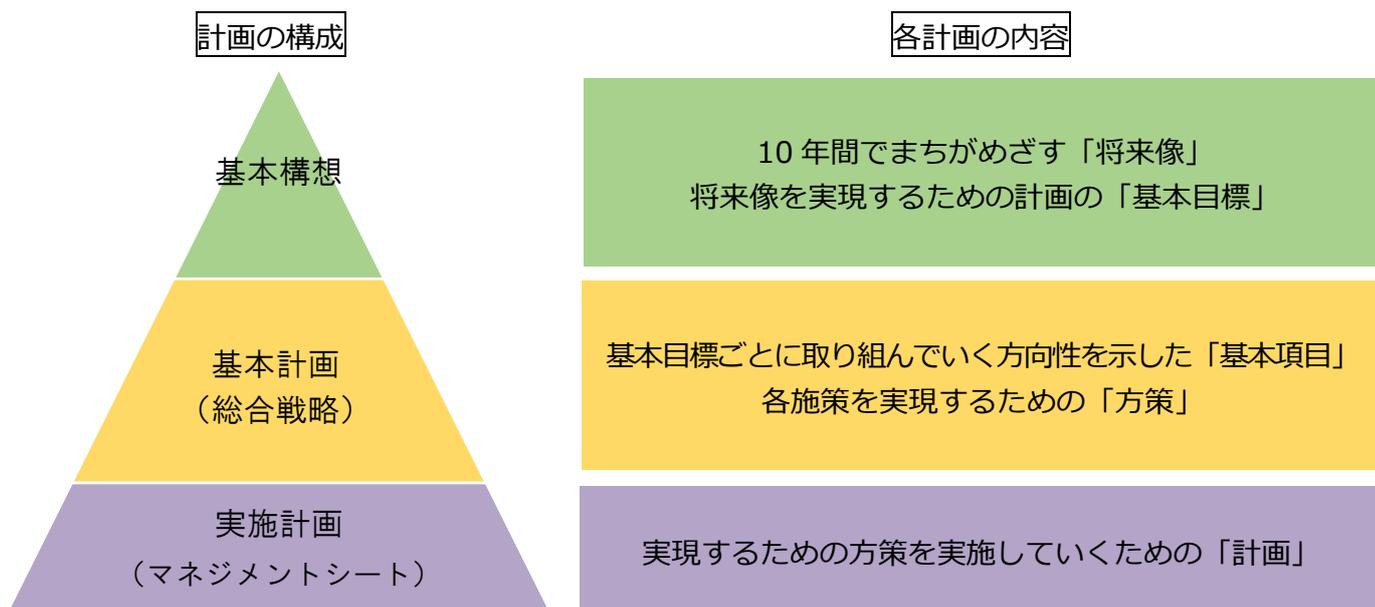
² GX:(グリーントランスフォーメーション) 環境負荷を減らしながら経済成長をめざす取組。

³ Society5.0:(ソサイエティ5.0) 情報があふれる今の社会を、AI(人工知能)などのデジタル技術の力で誰にとっても暮らしやすく整える新しい社会の考え方。

第2章 計画の構成と期間

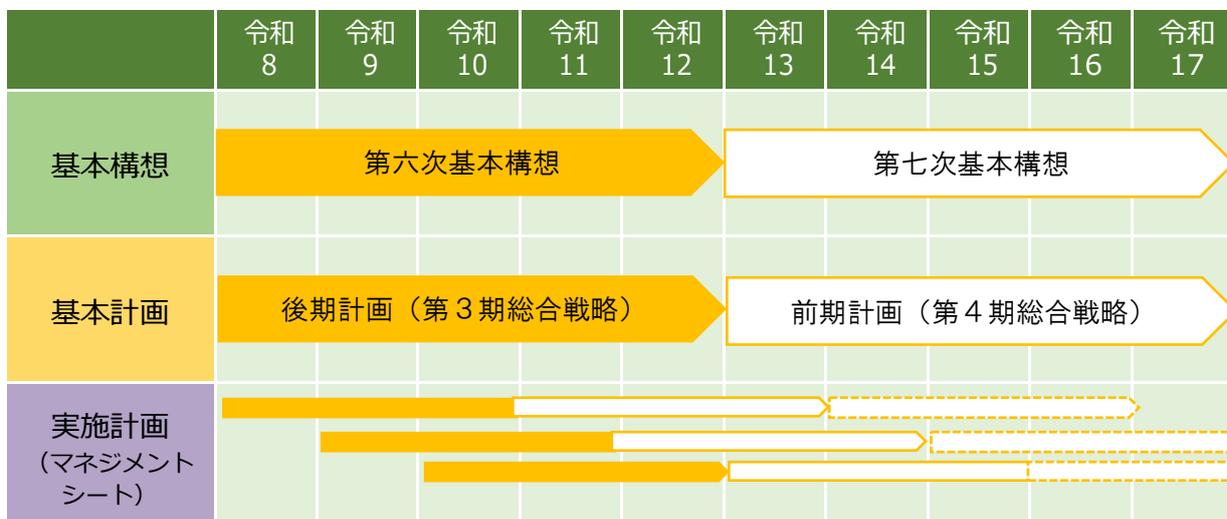
第1節 計画の構成

本計画は、本町のまちづくり全体における指針を示すとともに、人口減少対策や地方創生の方向性を示す「第3期総合戦略」の両計画を記載したものとなります。本計画は「基本構想」、「基本計画」、「実施計画（マネジメントシート）」で構成されており、そのうち「基本計画」を「第3期総合戦略」としても位置づけます。



第2節 計画の期間

「基本構想」「基本計画」「実施計画（マネジメントシート）」の役割に応じた計画期間を下記のように定め、第六次総合計画に掲げる将来像の実現に向けて着実な推進を図ります。



第3章 社会の潮流

① 人口減少・超少子高齢社会の進行

日本の人口減少は加速しており、令和2（2020）年の国勢調査では1億2,614万人と前回調査から減少しました。総務省の推計によれば、令和35（2053）年には1億人を下回る見通しです。出生数は過去最低を更新し続けており、将来的には人口減少が経済規模の縮小、労働力不足、社会保障費の増大など、社会経済全体に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

高齢化も同時に進行しており、令和22（2040）年には国民の約3人に1人が65歳以上の高齢者になると推計されています。こうした中で、地域機能の再編や担い手の確保、持続可能な社会システムの構築が求められています。

② 子ども・子育てをめぐる新たな動き

令和5（2023）年に「こども基本法」が施行され、こども家庭庁が創設されました。国は「チルドレンファースト^{*4}」の理念のもと、子どもを社会全体で支える仕組みづくりを進めています。

少子化対策としての待機児童対策や保育・教育環境の充実に加え、ヤングケアラーや貧困、いじめ、不登校などの課題にも包括的に対応する動きが広がっています。

今後は、教育・福祉・地域が一体となって、子どもの権利を保障し、多様な学びや成長の機会を確保することが求められています。

③ 人生100年時代と健康・福祉

平均寿命が延び、「人生100年時代」が現実となる中で、健康寿命の延伸や介護予防の推進、地域包括ケア体制の充実が重要となっています。

高齢者の社会参加や就業機会の確保を通じて、生涯を通じた活躍の場を整備することが求められています。また、現役世代が将来に不安を抱くことなく働き、暮らせるよう、医療・福祉・雇用・生活支援を総合的に展開することが課題となっています。

④ 働き方の変化と産業構造の転換

デジタル化やAIの進展により、働き方や産業構造は大きく変化しています。リモートワーク^{*5}、副業・兼業、フリーランス^{*6}といった多様で柔軟な働き方が普及し、時間や場所にとらわれない働き方が拡大しています。一方で、技術革新の加速により職業構造も変化しており、企業や地域には新たな雇用機会の創出やスキル転換への対応が求められています。女性や高齢者、外国人材など多様な人材が活躍できる環境づくりと、仕事と生活の両立を支援する取組の推進が重要となっています。

また、GXやDX^{*7}の視点を取り入れた新産業の育成や地域企業の競争力強化などの動向も注視する必要があります。

⁴ チルドレンファースト：家族や社会の在り方として、子どもを守り育てることを最優先するという考え方。

⁵ リモートワーク：ICT（情報通信技術）等を利用した、自宅等の職場以外での働き方。

⁶ フリーランス：特定の企業や組織に所属せず、個人のスキルや知識を活かして、案件ごとに契約して仕事を受注する働き方。

⁷ DX：（デジタルトランスフォーメーション）デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革すること。

⑤防災・減災対策と安心・安全の確保

南海トラフ地震の切迫性や、気候変動による豪雨・台風・猛暑などの自然災害の激甚化により、国民の生命・財産を守るための防災・減災対策の重要性が高まっています。

また、感染症の拡大やサイバー攻撃など、社会全体に影響を及ぼすリスクも多様化しており、危機に強い社会システムの構築が求められています。

自治体には、ハード・ソフト両面からの防災力向上、デジタル技術を活かした防災力の向上、行政機能や生活基盤の継続性を確保する体制整備など、強靱で安心して暮らせる地域づくりを進めることが求められています。

⑥環境保全と脱炭素社会への移行

地球温暖化による気候変動が深刻化する中で、持続可能な環境の維持と脱炭素社会への転換が急務となっています。国は令和 32（2050）年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロをめざす「カーボンニュートラル」を掲げ、再生可能エネルギーの導入拡大や省エネルギーの推進を進めています。

地域レベルでも、森林資源の適正活用や廃棄物削減、循環型社会の構築など、自然環境に配慮した取組が求められています。環境保全と地域経済の両立を図ることで、持続可能な地域社会の実現が期待されています。

⑦技術革新と自立的な地域経営

Society5.0の実現に向け、IoT⁸やAI、ビッグデータなどのデジタル技術を活用した社会変革が進んでいます。行政分野においても、地方創生2.0基本構想や地方創生DXの推進により、行政手続の効率化や住民サービスの向上が図られています。一方で、デジタル技術の活用は単なる効率化にとどまらず、住民・企業・教育機関・行政が連携し、地域課題を共創的に解決する仕組みづくりへと発展しています。

ふるさと納税⁹やクラウドファンディング¹⁰など、多様な財源を活用した地域経営も拡大しており、今後は行政依存型から自立的・分散型の地域経営への転換が求められています。

⑧国際化とSDGsの推進

国際社会との結び付きが一層強まり、観光・人材・経済活動など、さまざまな分野で国際化が進展しています。インバウンドの回復や外国人労働者・移住者の増加に伴い、地域には多文化共生社会の構築が求められています。

また、国際的な持続可能な開発目標（SDGs）は令和 12（2030）年の達成に向け、国内でも実装段階に入りつつあります。2050年カーボンニュートラルやGXなど、環境・経済・社会の統合的な取組が進められています。

地域においても、地球規模の課題を自分ごととして捉え、地域資源を生かした持続可能な取組を推進していくことが重要となっています。

⁸ IoT：（アイ・オー・ティー）Internet of Things の略。「モノのインターネット」を意味し、遠隔での操作やデータ収集が可能になり、生活の利便性向上や業務の効率化につながる。

⁹ ふるさと納税：応援したい地域に寄附して、返礼品や税金の控除を受けられる仕組み。

¹⁰ クラウドファンディング：インターネット上などで、ある目的を達成するために資金調達を呼びかけ、それに対して賛同者が出資を行う仕組み。

第4章 勝浦町の課題の整理

① 次世代を担う人材育成と教育の深化

本町では、郷土に誇りと愛着を持った次世代を担う子どもたちを健やかに育むため、学校教育に力を注いできました。しかし、若年層の町外流出は依然として続いており、進学や就職を機に町を離れた若者が戻らないという課題を抱えています。今後は、ICTを活用した教育や探究的な学びの充実、地域と連携したキャリア教育を進め、郷土に誇りを持ち地域に関わり続ける人材を育成していくことが求められます。また、こども基本法の理念を踏まえ、家庭の多様化や貧困問題にも対応できるよう、学校・家庭・地域・行政が一体となった教育環境づくりを推進していく必要があります。

② 安心・快適な住環境の整備と空き家対策

高齢者や子育て世帯にやさしい公共交通、道路、上下水道などの基盤整備を進め、快適で安全な住環境を確保することが重要です。買い物や通院が困難な住民が増えることが予想されるため、関係機関と連携した生活支援の強化も必要です。さらに、人口減少に伴い空き家の増加が進んでおり、移住や二地域居住の促進、防災上の安全確保の観点からも空き家の利活用や除却対策を進めることが課題となっています。

③ 持続可能な農林業と新たな産業創出

本町の農林業は高齢化や担い手不足、鳥獣被害の深刻化により、耕作放棄地の増加が課題となっています。ICTやDXを活用したスマート農業の導入や6次産業化を進め、地産地消（地場製品の地域内消費）や地域ブランド製品の開発によって持続可能な産業として発展させることが必要です。また、移住者や関係人口の参入を促し、GXの視点も取り入れながら新たな産業創出を進めていくことが期待されます。

④ 本町の魅力を活かした観光・交流の強化

本町には「みかん」「ひな祭り」「恐竜」「お遍路」「桜」といった、町外に誇れる魅力的な資源が多くあります。これらを磨き上げ、点ではなく面として組み合わせて活用することにより、観光振興や定住促進につなげていくことが重要です。そのためには、経済効果を高める来訪者の滞在時間の延長や、魅力ある飲食店・店舗の誘致や起業支援に取り組む必要があります。また、通年型の観光メニューや教育旅行、体験型観光を整備し、近隣自治体との広域連携による観光ルートを形成することで、来訪回数の増加や再訪促進を図ることができます。こうした取組を通じて、交流人口や関係人口を拡大し、地域経済の活性化や定住促進へ結び付けていくことが求められます。

⑤ 少子高齢化に対応した包括的な福祉・医療体制の構築

本町の人口は長期的に減少を続けており、特に出生数の落ち込みと高齢化の進展が著しく、将来推計でも町の総人口は大幅な縮小が見込まれています。若年人口の減少により地域の担い手不足が進む一方で、老年人口の割合は全国や県平均を上回り、医療・介護需要の急増が予想されます。このような状況に対応するためには、子育て支援、医療、介護、障がい者支援を一体的に推進する体制が不可欠です。こども基本法に基づき、妊娠期から切れ目のない子育て支援を充実させるとともに、高齢者の健康寿命の延伸や介護予防に取り組み、誰もが安心して暮らせる地域包括ケア体制を整備する必要があります。さらに、ICTやDXを活用した医療・福祉サービスの提供や、地域での支え合いを強化し、人口減少社会においても持続可能な地域づくりを進めていくことが課題となっています。

⑥ 住民参画と地域力の再生

本町では、住民と行政が協力しながら協働のまちづくりを進めてきましたが、必ずしもすべての住民に十分浸透しているとは言えない状況にあります。近年は、地域の祭りや伝統行事を支える人材不足が一層深刻化しており、住民同士のつながりを再構築することが大きな課題となっています。一方で、移住者やUターン者の増加、教育旅行や体験型観光を通じた関係人口の拡大など、新たな地域力の芽生えも見られます。これらの動きを地域コミュニティの再生につなげるためには、町政に関する情報を積極的に発信・共有し、住民が気軽に参加できる仕組みや環境を整えることが求められます。さらに、デジタルツールやDXを活用して町内外の多様な人々が参画できる新しいコミュニティを形成し、地域力の強化につなげていく必要があります。

⑦ 安心・安全な暮らしを守るまちづくり

南海トラフ巨大地震や気候変動による災害リスクが高まっており、本町においても防災・減災対策の強化は喫緊の課題です。防災DXを活用して情報伝達や避難支援を高度化するとともに、庁舎機能の分散・移転など行政機能の継続性確保を図る必要があります。交通安全や防犯、感染症対策を含め、安心・安全な暮らしを守るためのレジリエンス強化を進めていくことが求められます。

⑧ 自然環境の保全とGX・脱炭素への対応

本町は、清流勝浦川やみかん畑などの豊かな自然資源に恵まれており、これらを次世代に引き継ぐことは大きな使命です。しかし、人口減少や高齢化に伴う耕作放棄地の増加や鳥獣被害、気候変動による農作物への影響など、地域の自然環境をめぐる課題は深刻化しています。加えて、地球規模では温暖化や生物多様性の喪失といった問題が進行しており、GXや再生可能エネルギーの導入を進め、循環型社会を構築していくことが求められます。そのためには、環境教育を充実させるとともに、住民・事業者・行政が協働して意識を高め、持続可能なまちづくりを進めていくことが課題です。

第2編 基本構想

第1章 勝浦町のめざす将来像

「住み続けたい」「帰ってきたい」

「暮らしてみたい」

～誰もが幸せを感じられるまち 阿波かつうら～

人口減少社会の到来、少子高齢化の加速化、地域経済の縮小、安心・安全の確保、公共施設の老朽化、住民ニーズの一層の多様化や高度化等、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化し、各課題が顕在化しています。私たちには、これらの課題に果敢に挑戦し、長所や魅力を磨き上げ、本町を次世代へと確実に引き継ぐ使命と責務があります。

いま、私たちが直面するのは「将来にわたる持続可能なまちづくり」という大きなテーマです。

地方分権による地域経済特色を活かした差別化や人口減少等を背景に将来へと生き残っていくための自治体間競争が激化しています。

「持続可能なまちづくり」のためには、活力を創出する「人」を守り育てることに加え、各年代層がいきいきと暮らし、「住みたい」「住み続けたい」と感じられるまちづくりの実現をめざす必要があります。そのためには、限られた資源や財源を計画的かつ有効に活用することが、一段と重要になっています。

まちづくりの原点は、「人」「地域」です。

私たちが心豊かな暮らしを送るためには、生活の基盤となる身近な地域が主体となり、安心して暮らせる住みやすいまちづくりを進めることが求められます。「人づくり」なくして「まちづくり」は語れません。「町があってそこに人がいる」のではなく、「人がいるから町がある」という視点と意識を共有しながら、今まで以上に「人」と「地域」に目を向け、地域力で支え合えるまちづくりを推進します。

町の未来そのものである子どもたちへの教育、老後の安心のための支援、成長産業への押上げを推進する農業振興、魅力あるブランド化等、あらゆる施策を駆使し、めざすまちの姿の実現に向けた取組を総合的に進めていきます。

第2章 基本視点

① 多様な人材が活躍する地域社会の実現

少子高齢化と人口減少が進行する中、町の活力を維持していくためには、あらゆる世代の住民が担い手として活躍できる地域社会を築くことが不可欠です。将来を担う子どもたちが、自然や歴史・文化に親しみ、郷土への誇りと愛着を育むとともに、まちづくり活動への参画を経験できる環境を整えることが求められます。

また、女性や若者、高齢者がそれぞれの特性や能力を発揮し、産業や福祉、文化芸術、地域活動など幅広い分野で活躍できる仕組みを整備することが重要です。加えて、ICTやDXの進展に対応し、地域課題の解決に寄与する人材の育成・活用も視野に入れる必要があります。多様な人材が互いを尊重し、力を発揮することで、地域全体が持続可能な成長を遂げることが期待されます。

② 変化を先取りする挑戦的な取組の推進

社会経済情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響、気候変動の深刻化、デジタル技術の急速な進展、国際化の加速など、これまでにないスピードで変化しています。国においては、地方創生2.0基本構想や地方創生DX、Society5.0、GX、こども基本法の施行など、新しい政策潮流が次々と打ち出されています。本町においても、これまでの延長線上の施策だけでは対応が難しく、既存の仕組みにとらわれず、新たな価値を創造する挑戦が必要です。伝統文化や地域資源を守り伝えながらも、産業振興や観光振興、教育や福祉の分野で時代の変化を取り込み、常に先手を打った取組を展開していくことが重要です。リスクを恐れず挑戦する姿勢を町全体で共有し、変化の先取りに努めていくことが求められます。

③ 人口減少を直視した持続可能なまちづくりの推進

本町の人口は長期的に減少しており、出生数は十数人規模にとどまり、高齢化率は全国や県の平均を大きく上回っています。将来推計でも人口はさらに減少し、地域の担い手不足や生活機能の低下、伝統文化やコミュニティの維持が困難になることが懸念されています。こうした現実を直視し、住民と危機感を共有することが何よりも重要です。そのうえで、移住・定住の促進、空き家の活用や二地域居住の推進、子育て環境の整備、地域福祉や医療体制の強化など、暮らしを支える基盤を充実させていく必要があります。さらに、関係人口の拡大やデジタル技術の活用により、新しい地域経営の形を構築していくことが求められます。人口減少社会を前提に持続可能なまちづくりを進めることが、本町の将来にとって不可欠な視点です。

第3章 将来指標(人口ビジョン)

勝浦町がこれからも 活力ある町であるための目標人口

◆勝浦町人口ビジョン^{※11}の位置づけ

勝浦町人口ビジョンは、これまでの人口推移から令和42（2060）年までの本町における人口推移を予測したものです。国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研という。）の人口推計によると、本町の人口は、令和22（2040）年に3,000人、さらには、令和42（2060）年には1,712人以下まで減少することが予測されています。将来にわたり、本町が活力ある町であるためには、人口減少が続く事態を正面から受け止め、人口規模を維持していくよう努めなければなりません。

この人口ビジョンは、本町における地方創生の実現に向け、今後、町がめざすべき将来の方向性を検討していくための重要な基礎データとして活用されるものです。

◆勝浦町の将来人口推計

本町における令和2（2020）年までの人口推移の傾向に加え、人口の増減に関する仮定値を設定し、人口推計に関する分析を行いました。

【パターンごとの前提条件】

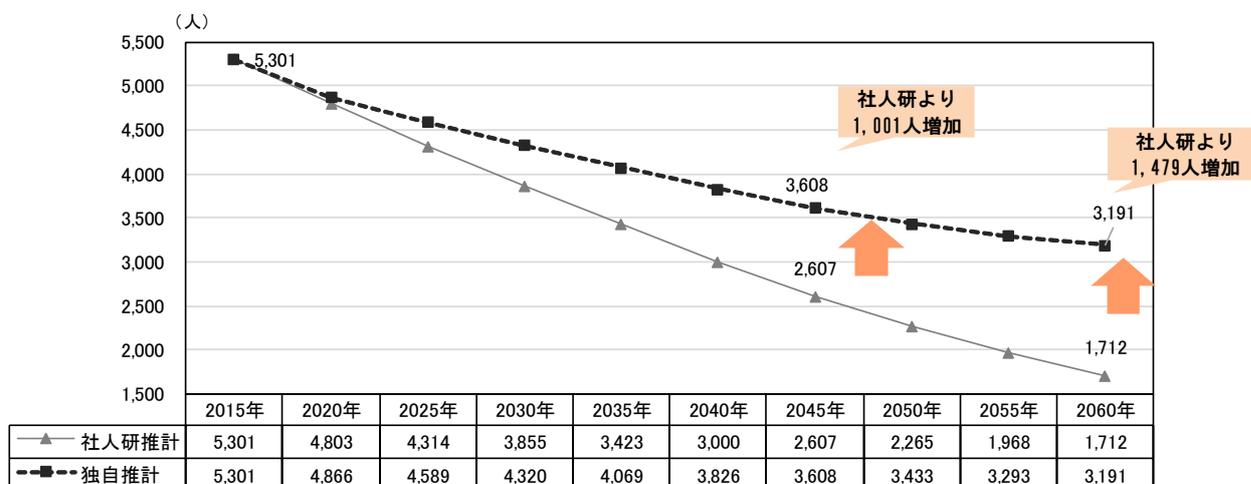
○パターン1（社人研推計準拠）

- ・全国の移動率について、足元の傾向が続くと仮定した推計

○パターン2（独自推計）

- ・合計特殊出生率^{※12}：令和7（2025）年に1.80、以降令和42（2060）年まで継続と仮定
- ・移動率：令和7（2025）年までは足元の移動率が継続し、以降、社会増で推移している世代はその移動率を維持し、社会減となっている世代は、転入と転出が均衡し移動率が0で推移すると仮定

＜◆パターン1（社人研準拠）とパターン2（独自推計）の総人口推計の比較＞



¹¹ 人口ビジョン：各地方公共団体における人口の現状と将来推計をもとに、望ましい将来像を描くものです

¹² 合計特殊出生率：15～49歳女性の年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表す。

◆勝浦町人口ビジョンがめざす将来像

めざすべき将来の方向性に基づき、合計特殊出生率、純移動率等の人口変動に影響を及ぼす係数の仮定値を設定し、本町でめざす将来人口を次のように定めます。

2040年 将来人口 4,000人の確保

2060年 3,300人の確保

めざすべき将来の方向性

● 合計特殊出生率の上昇

本町の合計特殊出生率は国公表の資料（人口動態保健所・市区町村別統計）では、平成15（2003）年～平成19（2007）年が1.37、平成20（2008）年～平成24（2012）年が1.39とやや上昇傾向にある。しかし、母数となる女性人口自体の減少の影響を受けていることや人口維持に必要な数値（人口置換水準2.07）とは乖離があるのが現状である。

そのため、結婚・妊娠・出産・子育て施策のさらなる充実を図り、令和7（2025）年に1.80を達成し、その後、令和42（2060）年まで1.80の維持を図る。



● 若年層の人口流出の抑制

本町では、転出が転入を上回る社会減が続いている。特に進学や就職を機にした10代後半、20代前半の転出と20代後半から30代前半の子育て世代の転出が突出していることが町全体での転出超過につながっている。

こうした若年層の人口流出を抑制するため、UIJターンの促進や就労の場の確保等による転入の促進と同時に、転出の抑制を図り移動率の均衡をめざす。



● 就労・結婚・子育て等の生活環境の整備

少子化の進行に一定の歯止めをかけるためには、子どもを産みたいと願っている人、子育て中の家庭、さらに結婚を希望している人、一人ひとりを地域社会全体で支え、安心して家庭を築き、子どもを産み育てられる環境を整えることが必要である。

そのためには経済的負担の軽減や子育て支援の充実、ワーク・ライフ・バランスの確保された就労環境の整備等、結婚から妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援を行っていく必要がある。また、同時に結婚しやすい環境づくりにも注力し、婚活イベント等出会いの場を創出することにも努める。

第4章 基本目標

① 次世代を担う人づくり

町の将来を支える基盤は「人」であり、次世代を担う人材を育むことが何よりも重要です。子どもたちが健やかに成長し、郷土の自然や歴史・文化に触れながら誇りと愛着を育むとともに、生きる力や多様な可能性を伸ばせる教育環境の整備を進めます。こども基本法の理念を踏まえ、妊娠期から切れ目のない子育て支援を充実させるとともに、生涯学習やスポーツ、文化芸術活動を通じて、すべての世代が学びや挑戦を続けられる環境を整えます。こうした人づくりを通じて、町全体の活力と持続可能性を高めていきます。

② 住みたい、住み続けたいまちづくり

人口減少と高齢化が進む中で、子育て世代をはじめ誰もが安心して暮らせる環境を整えることは喫緊の課題です。快適な住環境や公共交通、医療・福祉サービスの充実を図り、移住・定住や二地域居住の促進につなげていきます。さらに、地方創生2.0基本構想や地方創生DXの流れを活かし、ICTを取り入れた生活基盤整備やサービスの質向上を推進します。限られた財源を有効に活用しながら、住民の声に応える実効性の高い施策を優先し、世代を問わず「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちを実現します。

③ 個性と魅力あふれるまちづくり

本町が持つ「みかん」「ひな祭り」「恐竜」「お遍路」「桜」などの資源は、町外に誇れる大きな魅力です。これらを磨き上げ、地域ブランドとして発信することで、観光振興や交流人口・関係人口の拡大につなげます。農地荒廃対策や農産物のブランド化、6次産業化と組み合わせ、地域課題の解決と産業振興を両立させることも重要です。さらに、ふるさと納税やタウンプロモーション、GXの視点を取り入れた環境にやさしい取組とも連動し、地域資源を活かした経済活性化を進めます。魅力とにぎわいを創出し、町の存在感を高めていきます。

④ 地域力の高いまちづくり

急速な人口減少や担い手不足に対応するためには、行政だけでなく住民や地域団体、関係人口が主体的にまちづくりに関わるのが欠かせません。地域の祭りや伝統行事を守りつつ、デジタルツールや防災DXの活用を含め、情報を共有しながら課題解決に取り組む体制を強化します。協働やコミュニティの在り方を見直し、多様な主体が連携することで地域の価値を高めていきます。住民参画を広げ、地域力を再生・向上させることで、安心して暮らせる持続可能なまちを築きます。

⑤ まちづくりを力強く推進する町政基盤づくり

将来にわたって持続可能なまちづくりを実現するためには、効率的で透明性の高い行財政運営と、柔軟かつ戦略的な町政運営が不可欠です。職員の資質向上を図るとともに、既成概念にとらわれない発想で困難な課題に挑む組織風土を醸成します。広報・情報提供を一層充実させ、住民と課題や目標を共有しながら、満足度の高い行政サービスを提供していきます。また、DXやGXなど新しい政策潮流を積極的に取り込み、コンパクトで持続可能な町政基盤を構築し、力強くまちづくりを推進します。

第5章 計画の体系図

「住み続けたい」「帰ってきたい」「暮らしてみたい」
誰もが幸せを感じられるまち 阿波かつうら

① ② ③

① 担い手としての若者・女性・元気な高齢者の活躍に向けた取組の推進
② 時代の変化を先取りする取組の推進
③ 進行する人口減少に危機感を持った取組の推進

基本目標 1

次世代を担う人づくり

基本目標 2

住みたい、住み続けたい
まちづくり

基本目標 3

個性と魅力あふれる
まちづくり

基本目標 4

地域力の高いまちづくり

基本目標 5

まちづくりを力強く推進する
町政基盤づくり

| 基本項目 | 施策 |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| ① ふるさと教育の推進 | 「勝浦町」への誇りを醸成/学校教育と社会教育の連携/特色ある授業の推進 |
| ② 学校教育の充実 | 確かな学力の向上/豊かな心と健やかな体の育成/教育環境の整備 |
| ③ 人権教育の推進 | 人権教育、啓発活動の推進/人権問題に対する支援の体制整備 |
| ④ 文化・芸術・スポーツの振興 | 文化・芸術団体の育成支援/町内文化遺産の適切な保存と次世代への継承/地域に根ざしたスポーツ振興と人材育成/魅力あるスポーツ環境の構築 |
| ① 道路交通網の整備 | 生活道路の整備/橋りょうの長寿命化/林道の維持管理と森林環境譲与税の活用 |
| ② 公共交通網の充実 | 公共交通の維持/交通困難者対策 |
| ③ 効果的な土地利用の推進 | 優良農地の保全、確保/土地利用の推進/公園の整備 |
| ④ 上・下水道の整備 | 簡易水道の普及及び促進/下水処理施設の普及及び促進/適切な施設の維持管理 |
| ⑤ 移住・定住及び住宅施策の推進 | 移住・定住支援の推進/出会いの場の提供/空き家対策/町営住宅の長寿命化/住宅の耐震化 |
| ⑥ 循環型社会の推進 | 環境へ配慮する意識の醸成/不法投棄、不法焼却の撲滅/広域処理体制構築の継続/景観保全の推進 |
| ⑦ 消防・救急体制の整備 | 消防団の組織維持・強化/消防救急体制の充実 |
| ① 勝浦ブランド（阿波かつら）の推進 | ブランド化の推進/6次産業化の推進/関係人口の増加 |
| ② 農林業の振興 | 農業経営の支援/農業担い手の確保・育成/農業インフラの維持・整備/森林環境の保全と活用 |
| ③ 商工業の振興 | 後継者問題への支援、町内起業への支援/企業誘致の推進/新たな産業の振興 |
| ④ 観光の振興 | 町の魅力の醸成/観光客受入環境の整備/広域連携の推進 |
| ① 地域福祉の推進 | 支え合い・助け合いを担う人づくり/支援が必要な人を支える地域づくり/適切な支援へつなげる仕組みづくり |
| ② 高齢者福祉の推進 | 介護予防・日常生活支援の推進/地域包括ケアの充実/認知症施策の推進 |
| ③ 障がい者福祉の推進 | インクルーシブ社会の実現に向けた取組の推進/相談体制と福祉サービスの充実/経済的支援の充実 |
| ④ 子育て支援の推進 | 就学前教育・保育の充実/地域子ども・子育て支援の充実/妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない健康支援/子ども・子育てにやさしい地域社会づくり |
| ⑤ 勝浦病院の機能の充実 | 勝浦病院の機能向上/医療・介護等の連携強化/勝浦病院会計の健全化/救急医療体制の充実 |
| ⑥ 健康づくりの推進 | 予防を重視した健康づくりの支援/特定健診受診率の向上/健康相談の充実 |
| ⑦ 防災体制の推進 | 行政の災害対応能力向上/関係機関や民間団体との連携/地域、住民の防災意識の向上 |
| ⑧ 防犯・交通安全・消費者保護の推進 | 防犯活動の推進/交通安全活動の推進/消費者保護の推進 |
| ① 協働のまちづくりの推進 | 住民活動の支援や住民参画・協働によるまちづくりの推進 |
| ② 男女共同参画社会の推進 | 男女共同参画意識の形成/あらゆる分野における男女の活躍推進 |
| ③ 広報・広聴の充実 | 情報の整理と発信力の強化/広聴機能の充実 |
| ④ 行財政改革の推進 | 行政組織の効率化と健全な財政運営の推進 |

～施策体系とSDGsの関係～

本町のさまざまな施策は、国際社会全体の開発目標（SDGs）と結び付いており、本町が持続的な下の表は、本町の施策とSDGsの17の目標との対応を「見える化」したものであり、各施策に対

| 施策体系 | | | SDGs | | |
|------------------------------------------------------|----------------------|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 将来像 | 基本目標 | 基本施策 | 貧困 | 飢餓 | 保健 |
| | | |  |  |  |
| 「住み続けたい」「帰ってきたい」「暮らしてみたい」 誰もが幸せを感じられるまち 阿波かつうら | 次世代を担う人づくり | ① ふるさと教育の推進 | | | |
| | | ② 学校教育の充実 | | | |
| | | ③ 人権教育の推進 | | | |
| | | ④ 文化・芸術・スポーツの振興 | | | |
| | 住みたい、住み続けたいまちづくり | ① 道路交通網の整備 | | | |
| | | ② 公共交通網の充実 | | | |
| | | ③ 効果的な土地利用の推進 | | | |
| | | ④ 上・下水道の整備 | | | |
| | | ⑤ 移住・定住及び住宅施策の推進 | | | |
| | | ⑥ 循環型社会の推進 | | | |
| | | ⑦ 消防・救急体制の整備 | | | ● |
| | 個性と魅力あふれるまちづくり | ① 勝浦ブランド（阿波かつうら）の推進 | | ● | |
| | | ② 農林業の振興 | | ● | |
| | | ③ 商工業の振興 | | ● | |
| | | ④ 観光の振興 | | | |
| | 地域力の高いまちづくり | ① 地域福祉の推進 | | ● | ● |
| | | ② 高齢者福祉の推進 | | | ● |
| | | ③ 障がい者福祉の推進 | | | ● |
| | | ④ 子育て支援の推進 | ● | | ● |
| | | ⑤ 勝浦病院の機能の充実 | | | ● |
| | | ⑥ 健康づくりの推進 | | ● | ● |
| | | ⑦ 防災体制の推進 | | | |
| | | ⑧ 防犯・交通安全・消費者保護の推進 | | | |
| | まちづくりを力強く推進する町政基盤づくり | ① 協働のまちづくりの推進 | | | |
| | | ② 男女共同参画社会の推進 | | | |
| | | ③ 広報・広聴の充実 | | | |
| | | ④ 行財政改革の推進 | | | |

まちづくりを推進することはSDGsの達成に寄与するものと考えます。
 応ずるSDGsの目標のうち、主なものを選定しています。

| SDGsにおける17の目標 | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|------------------------|------------------------|------------------|-----------------------|--------------------------|---------------------------|-------------------------|-----------------------|------------------------|-------------------------|---------------------|---------------------------|-----------------------------|
| 教育 | ジェンダー | 水・衛生 | エネルギー | 成長・雇用 | 技術革新 | 不平等 | 都市 | 生産・消費 | 気候変動 | 海洋資源 | 陸上資源 | 平和 | 実施手段 |
| 4 質の高い教育を みんなに | 5 ジェンダー平等を 実現しよう | 6 安全な水とトイレを 世界中に | 7 持続可能なエネルギーを | 8 働きがいのある 経済を実現 | 9 産業・技術革新の 基盤をつくろう | 10 人や国・地域間の 格差をなくそう | 11 住み続けられる まちづくりを | 12 つぎの世代 につぎの資源 | 13 気候変動に 具体的な対策を | 14 海洋資源を 持続可能に守ろう | 15 陸の豊かさを 守ろう | 16 公正な裁判と すべての人の平和を | 17 パートナーシップで 目標を達成しよう |
| ● | | | | | ● | | ● | | | | | | ● |
| ● | | | | | | | | | | | | | |
| ● | ● | | | | | ● | | | | | | ● | |
| ● | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | ● | | ● | | | | | | |
| | | | | | ● | ● | ● | | | | | | |
| | | | | | | | ● | | | | ● | | |
| | | ● | | | | | ● | | | ● | ● | | |
| | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | | ● | | ● | | ● | ● | ● | | | | |
| | | | | | | | ● | | ● | | | | |
| | | | | ● | ● | | ● | ● | | | ● | | |
| | | | | ● | ● | | ● | ● | ● | | ● | | |
| | | | | ● | | | | | | | | | |
| ● | ● | | | | | ● | | | | | | | ● |
| | | | | | | ● | | | | | | | |
| | | | | | | ● | | | | | | | |
| ● | ● | | | | | ● | | | | | | | |
| | | | | | | ● | ● | | | | | | |
| | | | | | | ● | | | ● | | | | ● |
| | | | | | | | ● | | | | | ● | |
| | | | | | | | ● | | | | | ● | ● |
| | ● | | | | | ● | | | | | | ● | |
| | | | | | | | | | | | | ● | ● |
| | | | | | | | | | | | | ● | ● |

第3編 基本計画

～基本計画の見方～

基本計画では、基本構想で掲げた基本目標ごとに、それぞれの理念を実現するべく、具体的に取り

SDGs

基本施策に対応するSDGsの目標を記載しています。

基本項目

基本目標ごとに取り
組む項目を記載して
います。

現状と課題

基本項目について、近
年の現状や課題につ
いて記載しています。

基本方針

施策を展開してい
くうえでの考え方を記
載しています。

基本目標1「次世代を担う人づくり」



1 ふるさと教育の推進

現状と課題

- ・ふるさとの良さを学び地域に誇りを持つ人材育成が重要です。伝統や自然を通じた学びにより、将来を担う力を育む必要があります。
- ・先人や歴史、文化、産業に触れる学習や活動を通じて、地域の魅力に気づき理解を深める機会をさらに充実させることが課題です。
- ・恐竜フェスティバルや阿波人形浄瑠璃芝居フェスティバルin勝浦、また、学習活動を通じて成果を得ていますが、町内の子どもの参加が少ないため、ふるさと学習による普及強化が必要です。

基本方針

住民一人ひとりが夢や希望を持ち、それを実現できる力を育む環境づくりを進めます。特に子どもたちが地域に誇りと愛着を持ち、未来を担う力を育めるよう、自然や歴史、文化、産業に触れる体験や学習の機会を充実させます。恐竜フェスティバル、阿波人形浄瑠璃芝居フェスティバルin勝浦など地域の特色を活かした活動を通じ、ふるさとに魅力を感じられる取組を推進します。

組む基本項目及び実現のための施策等を示します。

基本目標1「次世代を担う人づくり」

施策

①「勝浦町」への誇りを醸成

- ・恐竜や人形浄瑠璃、みかんなど地域資源や町出身で県外や海外で活躍している人との交流などによる学習や体験を充実させ、住民一人ひとりが郷土に誇りと愛着を持ち、ともに地域の未来を担う力を育みます。
- ・本町を訪れる人、関わりを持った人が本町に愛着を持ち住民と交流する機会づくりに取り組みます。

<主な事業> 恐竜事業 教育関連地方創生事業 小松島西高等学校勝浦校通学支援事業
徳島医療福祉専門学校連携事業

②学校教育と社会教育の連携

- ・伝統文化を核として地域資源を活かした学習や社会教育を充実させ、学校と地域が協働して人材を育成し、参加者減少への対応や部活動の地域展開にも取り組みます。

<主な事業> 伝統芸能文化継承事業 学校支援地域本部事業 社会教育事業

③特色ある授業の推進

- ・恐竜化石や特産品を活用した授業や発掘調査協力を進め、標本展示や情報発信を充実させ、子どもが地域に誇りを持ち学びを深められる環境を整えます。

<主な事業> 小学校事業 中学校事業

評価指標

| 指標の名称 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) |
|--------------------------------|------------|-------------|
| 将来勝浦町で住みたいと思う中学生の割合 | 13.8% | 40.0% |
| 児童生徒の伝統文化活動参加者数 | 0人 | 10人 |
| 地域素材(恐竜・特産品等)を活用した授業を受けた生徒の満足度 | 68% | 80% |

施策

基本項目を具体的に推進していくための取組について記載しています。

評価指標

取組や事業によって地域や住民に生じた変化や成果を測る指標です。特に記載がない場合の現状値は令和6年度の数値を採用しています。

1

基本目標 1

次世代を担う人づくり

勝浦町の未来そのものである子どもたちが生きる力や可能性を高める教育環境整備を推進するとともに、郷土の文化や歴史、自然とのふれあいや体験学習を通じた郷土愛を醸成できる「ふるさと教育」の推進にも努めます。



施策の体系

施策 1 ふるさと教育の推進

施策 2 学校教育の充実

施策 3 人権教育の推進

施策 4 文化・芸術・スポーツの振興



1 ふるさとと教育の推進

現状と課題

- ・ふるさとの良さを学び地域に誇りを持つ人材育成が重要です。伝統や自然を通じた学びにより、将来を担う力を育む必要があります。
- ・先人や歴史、文化、産業に触れる学習や活動を通じて、地域の魅力に気づき理解を深める機会をさらに充実させることが課題です。
- ・恐竜フェスティバルや阿波人形浄瑠璃芝居フェスティバルin 勝浦、また、学習活動を通じて成果を得ていますが、町内の子どもの参加が少ないため、ふるさと学習による普及強化が必要です。

基本方針

住民一人ひとりが夢や希望を持ち、それを実現できる力を育む環境づくりを進めます。特に子どもたちが地域に誇りと愛着を持ち、未来を担う力を育めるよう、自然や歴史、文化、産業に触れる体験や学習の機会を充実させます。恐竜フェスティバル、阿波人形浄瑠璃芝居フェスティバルin 勝浦など地域の特色を活かした活動を通じ、ふるさとに魅力を感じられる取組を推進します。

施策

①「勝浦町」への誇りを醸成

- ・恐竜や人形浄瑠璃、みかんなど地域資源や町出身で県外や海外で活躍している人との交流などによる学習や体験を充実させ、住民一人ひとりが郷土に誇りと愛着を持ち、ともに地域の未来を担う力を育みます。
- ・本町を訪れる人、関わりを持った人が本町に愛着を持ち住民と交流する機会づくりに取り組みます。

＜主な事業＞ 恐竜事業 教育関連地方創生事業 小松島西高等学校勝浦校通学支援事業
徳島医療福祉専門学校連携事業

②学校教育と社会教育の連携

- ・伝統文化を核として地域資源を活かした学習や社会教育を充実させ、学校と地域が協働して人材を育成し、参加者減少への対応や部活動の地域展開にも取り組みます。

＜主な事業＞ 伝統芸能文化継承事業 学校支援地域本部事業 社会教育事業

③特色ある授業の推進

- ・恐竜化石や特産品を活用した授業や発掘調査協力を進め、標本展示や情報発信を充実させ、子どもが地域に誇りを持ち学びを深められる環境を整えます。

＜主な事業＞ 小学校事業 中学校事業

評価指標

| 指標の名称 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) |
|--------------------------------|------------|-------------|
| 将来勝浦町で住みたいと思う中学生の割合 | 13.8% | 40.0% |
| 児童生徒の伝統文化活動参加者数 | 0人 | 10人 |
| 地域資源(恐竜・特産品等)を活用した授業を受けた生徒の満足度 | 68% | 80% |



2 学校教育の充実

現状と課題

- ・学力調査結果を活用した授業改善や ICT 環境整備を進めていますが、今後、予想される児童生徒の減少に伴う複式学級の防止対策の取組や教職員の指導力向上が引き続き重要です。
- ・情報教育では、GIGA スクール端末更新や ICT 支援員の確保などの施策を実施しましたが、今後は、状況に応じた環境整備や支援体制の持続性が課題となります。
- ・教育環境の充実等を目的に給食費無償化を実施していますが、町財政への影響も考慮し、今後、国の動向の情報収集なども行いながら、実施の継続をめざします。
- ・学校給食については、本町にとって最適な調理・運営体制を検討していきます。
- ・奨学金や高校生助成で学習環境を支援しています。交通費負担の大きさや町内にある高校の少なさなどによる教育機会の縮小が課題で、地域連携が求められます。

基本方針

教育大綱の理念を踏まえ、特色ある学校教育の充実、地域との連携、教育環境の向上を重点に取組を進めます。学力向上や ICT 活用、奨学金制度などを通じて児童生徒の学習環境を支援し、みかんや恐竜化石といった地域資源を活かした特色ある教育を推進します。

施策

① 確かな学力の向上

- ・ ICT 環境整備や学びサポーター配置を進め、読解力や表現力の向上を図ります。
- ・地域で開催される行事やイベントへの参加などによる体験や地域資源を活かした特色ある学習を充実させ、児童生徒の確かな学力を育成します。

<主な事業> ICT 支援業務事業 学びサポーター配置事業 外国語指導助手配置事業 朝桐奨学賞・9 かな年皆勤賞

② 豊かな心と健やかな体の育成

- ・ 道徳教育や幅広い読書を通じて他人を思いやり、命を大切にするなど豊かな心を育み、個に応じたきめ細やかな指導を進めます。
- ・ スクールカウンセラーの巡回や体験学習を充実させ、不登校やいじめを解消する環境づくり等の早期対応を図るなど、多様な学習の場を作ることにより、児童生徒の豊かな人間性を育成します。
- ・ 学校給食や家庭・地域と連携した食育を推進し、地産地消や「お弁当の日」などを通じて健全な食習慣を育みます。給食費助成で保護者負担を軽減し、体力向上施策や健康教育を充実させ、子どもたちの健やかな成長を支えます。

<主な事業> 学校給食代替調理員配置事業 学校給食助成事業

③ 教育環境の整備

- ・ 特別支援教育の充実や教職員研修による指導力向上を進めます。あわせて学校施設の安全性や衛生面の確保、避難施設機能の強化など計画的な維持補修を行い、児童生徒が安心して学べる教育環境を整備します。
- ・ 児童生徒数の減少に伴う学校再編について、教育環境の充実に向けた課題や将来の学校施設の活用なども考慮しながら検討を進めます。
- ・ 都市部に比べて通学や学習環境が困難な状況下にある本町に住む世帯の子どもの高校進学等を支えます。
- ・ 本町に唯一設置されている高等学校である徳島県立小松島西高等学校勝浦校について、本町における重要な教育機関として位置づけ、可能な支援を行います。

<主な事業> 小学校振興事業 中学校振興事業 学校設備維持管理事業 幼児教育事業 勝浦町高校生等修学費助成事業 教育関連地方創生事業

評価指標

| 指標の名称 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) |
|------------------------|------------|-------------|
| ICTを活用した授業を実施している教員の割合 | 90% | 100% |
| 不登校・長期欠席児童生徒の割合 | 3.0% | 1.5% |
| LED化した学校施設(校舎)の割合 | 33% | 100% |



3

人権教育の推進

現状と課題

- ・各学校で人権教育年間計画を策定し実施しています。講演会や研修会を通じ、すべての人の人権尊重に向けた学びを広げています。
- ・講演会や人権の花運動を実施し、住民の意識啓発に努めています。隣保館は相談や交流の場として役割を果たしています。
- ・地域住民の相談や交流の場を継続することが必要です。広域研修への参加を通じ、効果的な人権教育を推進します。
- ・教育集会所について、計画的に修繕等を行っていますが、今後も計画的な取組が必要となっています。

基本方針

人権はすべての人に保障された基本的な権利であり、その尊重は地域社会づくりの基盤です。本町では学校での人権教育計画や講演会、研修会を通じて意識啓発を進めています。隣保館は相談や交流の場として機能しており、広域研修を活用しながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

施策

① 人権教育、啓発活動の推進

- ・学校や地域での人権教育計画を推進し、講演会や研修会、啓発活動を充実させます。
- ・隣保館を相談や交流の場として活用し、広域研修を通じて実効性を高め、あらゆる差別をなくす地域づくりを進めます。

＜主な事業＞人権啓発活動地方委託事業 人権啓発事業 勝浦会館運営事業

② 人権問題に対する支援の体制整備

- ・人権問題に対応するため、関係機関と連携した相談・支援体制を整備します。
- ・講演会や研修会を通じて誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

＜主な事業＞人権研修

評価指標

| 指標の名称 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) |
|------------------------|------------|-------------|
| 年度内に開催した人権講演会・研修会の参加人数 | 249人 | 300人 |
| 関係機関職員の人権研修受講率 | 80% | 100% |



4 文化・芸術・スポーツの振興

現状と課題

- ・子ども阿波人形芝居や文化祭を通じた活動を継続していますが、郷土芸能全般で後継者不足が進んでおり、担い手確保が課題です。
- ・貴重な文化財の保護や指定促進に努めています。学術調査を進める中で、地域の歴史・文化を体系的に整理し次世代への継承が必要です。
- ・総合型スポーツクラブやスポーツ協会の活動支援を行っていますが、人材確保が課題となっています。また、施設面では、老朽化対策や近年の気候温暖化に伴い、空調設備の設置の必要性が高まっています。こうした課題の解消に向けて取り組み、課題を解消し、住民誰もがスポーツに参加できる体制整備をめざします。

基本方針

文化・芸術・スポーツを通じて地域の魅力を高め、誰もが生涯にわたり活動に親しめる環境づくりを進めます。子ども阿波人形芝居や文化祭の継承、文化財保護や学術調査を推進し、次世代への伝承を図ります。また、スポーツ協会や総合型クラブの活動を支援し、施設整備や指導者育成を進め、地域交流と活力あるまちづくりを推進します。

施策

①文化・芸術団体の育成支援

- ・人形浄瑠璃や文化祭、芸能大会などの活動を支援し、地域文化の継承を進めます。団体の交流機会や発表の場を広げ、後継者の育成も考慮しながら、幅広い年齢の方が参加しやすい文化・芸術活動を推進します。

<主な事業> 総合学術調査事業 社会教育事業

②町内文化遺産の適切な保存と次世代への継承

- ・学術調査に基づき文化財を適切に保存・整備し、歴史的価値を明らかにして後世へ継承します。
- ・人形浄瑠璃など郷土文化の担い手育成を支援し、後継者不足に対応しながら、地域の歴史と文化を体系的に整理し次世代に伝えます。

<主な事業> 伝統芸能保護事業

③地域に根ざしたスポーツ振興と人材育成

- ・子どもから高齢者まで誰もが参加できるコミュニティスポーツを推進し、ジュニアスポーツや競技人口の拡大を支援します。スポーツ協会や総合型クラブと連携し、指導者育成に取り組むなど、健康づくりと地域交流を進めます。

<主な事業> 町スポーツ協会活動事業

④魅力あるスポーツ環境の構築

- ・スポーツ施設の計画的な整備・改修を進め、老朽化への対応や体育館への空調設備の設置等利用環境の改善を図ります。指定管理制度の活用や設備の充実を通じて、誰もが利用しやすく魅力あるスポーツ環境を整備し、地域全体でスポーツ推進を進めます。

<主な事業> 星谷運動公園管理事業 社会体育館管理事業

評価指標

| 指標の名称 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) |
|---------------------------------|------------|-------------|
| 発表会・文化祭等に参加した住民の割合 | 12.8% | 20.0% |
| 人形フェスティバル参加者の満足度 | 95% | 100% |
| みんなの運動会に参加した住民の割合 | 10% | 20% |
| LED化したスポーツ施設(学校体育館・町民体育館)の割合 | 50% | 100% |
| 空調設備を設置したスポーツ施設(学校体育館・町民体育館)の割合 | 0% | 100% |

2

基本目標2

住みたい、住み続けたい まちづくり

限られた財源の中、実効性の高い施策を優先しながら、多様な課題の解決につながる取組を検討します。



施策の体系

施策 1 道路交通網の整備

施策 2 公共交通網の充実

施策 3 効果的な土地利用の推進

施策 4 上・下水道の整備

施策 5 移住・定住及び住宅施策の推進

施策 6 循環型社会の推進

施策 7 消防・救急体制の整備



1

道路交通網の整備

現状と課題

- ・本町においては県道 3 路線、町道 356 路線が利用されており、道路パトロールや地元の要望を踏まえた継続的な維持管理が必要です。
また、緊急車両の通行に支障をきたすような狭あい部等については、継続的に整備を進める必要があります。
- ・橋りょうを中心に道路施設の老朽化が進んでいます。長寿命化を計画的に進めるとともに、財源確保や国庫補助などの活用により財政負担の軽減を図ることが課題です。
- ・県営事業や星谷橋の架け替えなど大規模事業には用地交渉や調整が不可欠です。関係者への丁寧な説明を行い、スムーズな事業執行と地域の理解促進を図る必要があります。
- ・森林環境譲与税を活用した長期的な事業展開が進められており、林道維持管理や補修などの安定的活用方針が必要です。

基本方針

誰もが安心・安全に通行できるよう、今後も道路環境の整備を計画的に進めます。老朽化が進む橋りょうは長寿命化を推進し、国庫補助等を活用して財政負担の軽減を図ります。また、林業や防災の基盤となる林道については、森林環境譲与税を活用して維持管理や補修を計画的に進め、地域資源の活用と防災力強化につなげます。県道拡幅や大規模事業では、用地交渉や関係者への丁寧な説明を重ね、円滑な事業執行と地域理解の促進に努めます。

施策

①生活道路の整備

- ・住民生活の利便性や安全確保に向け、道路改良、路面補修等、道路整備に努めます。町道の狭あい部や未舗装区間の整備を進め、緊急車両も安心して通行できる環境に努めます。道路防災点検により対策必要箇所となった法面の対策については、財源確保や国庫補助などを活用しながら、丁寧な用地交渉を通じて安全で円滑な道路環境を整えます。

＜主な事業＞土木管理事業 道路橋りょう維持事業 町単道路改良事業 道路改良事業 星谷橋架け替え事業

②橋りょうの長寿命化

- ・橋りょう点検の結果に基づき補修や改修を計画的に進め、安全な通行環境を確保します。
- ・老朽化が進む橋りょうには長寿命化計画を適切に適用し、国庫補助などを活用して財政負担を軽減します。
- ・住民生活を守るため維持管理体制を強化し、安全で持続可能な道路環境を整備します。

＜主な事業＞橋りょう長寿命化事業 星谷橋架け替え事業

③林道の維持管理と森林環境譲与税の活用

- ・森林環境譲与税を活用し、林道の維持管理や補修を計画的に進めます。
- ・森林境界の明確化や地籍調査の成果を林道整備に反映させ、持続的に利用できる路網を確立します。
- ・担い手育成や普及啓発を強化し、防災・環境保全に資する林道ネットワークの確立を図ります。

＜主な事業＞林道維持管理事業 徳島東部・吉野川流域森林管理システム推進協議会 森林航空写真更新業務

評価指標

| 指標の名称 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) |
|---------------|------------|-------------|
| 道路補修箇所数(累計) | — | 150件 |
| 道路舗装率 | 89.6% | 89.7% |
| 橋りょう健全化率 | 91% | 97% |
| 星谷橋架け替え及び周辺町道 | 未完了 | 完了 |



2

公共交通網の充実

現状と課題

- ・路線バスや福祉バスの利用は減少傾向にあります。交通空白地域の解消や利用促進を図り、効率的で持続可能な交通サービスを検討する必要があります。
- ・高齢者の移動を支える施策を展開していますが、町内にはタクシー事業者が1社のみであり、事業継続の安定化が課題です。実証事業を通じて利用ニーズに即した支援の充実が求められます。
- ・民間バス路線は赤字傾向で、維持には町の財政支援が不可欠です。県事業や交付金を活用し、利用促進を図るとともに、財政負担軽減と路線維持の両立が課題です。

基本方針

住民の日常生活を支えるため、公共交通の利便性向上を図ります。路線バスや福祉バスの利用減少に対応し、交通空白地域の解消や高齢者の移動支援を推進します。また、町内のタクシー事業者の状況を踏まえ、事業継続の安定化や新たな移動サービスの導入を検討し、県事業や交付金を活用して財政負担を軽減します。そして、持続可能な路線維持を進めるとともに、地域全体を見渡した公共交通ネットワークを構築します。

施策

①公共交通の維持

- ・路線バスの利用減少や赤字路線に対応し、県事業や交付金を活用して持続可能な運行を支援します。

<主な事業> 公共交通事業 徳島バス勝浦線支援事業

②交通困難者対策

- ・高齢者や交通空白地域の住民が安心して移動できるよう、タクシー助成制度を拡充し、病院送迎や買い物支援を含めた多様な施策を連携して進めます。
- ・近隣自治体への通勤・通学手段も検討し、交通困難者を支える持続可能な仕組みを整備します。

<主な事業> 交通困難者対策事業 福祉移送事業 高齢者移動支援助成事業

評価指標

| 指標の名称 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) |
|------------------|------------|-------------|
| 公共交通（路線バス等）の運行維持 | — | 維持 |
| 福祉移送事業 のべ利用人数 | 546 人 | 560 人 |



3

効果的な土地利用の推進

現状と課題

- ・高齡化や後継者不足により耕作放棄地や遊休農地が増加しています。農地パトロールやマッチングを強化し、有効活用を進める必要があります。
- ・農用地や森林から宅地等への転換は周辺環境や将来的利用に影響します。計画的で慎重な検討のもと、持続的な土地利用を推進する必要があります。
- ・人口減少に伴い所有者不明土地や未相続登記地が増えています。システム管理の適正化を含め、地籍調査の早期完成に向けた取組が求められます。
- ・宅地造成や造成地販売を進める一方、公園施設は老朽化対策が課題です。適切な維持管理により、安全で快適な住環境の確保が必要です。

基本方針

本町では、豊かな自然環境の保全と快適な生活環境の創出を重視し、総合的な土地利用を推進します。将来を見据えた土地利用構想（仮）^{※13}を策定し、農地・森林・宅地・公共空間などのゾーニングの方向性を明確にすることで、調和のとれた地域づくりを進めます。また、耕作放棄地や遊休農地の活用、地籍調査の促進、公園や宅地の計画的整備を通じ、安全で持続可能な住環境を次世代に引き継ぎます。

¹³ 土地利用構想（仮）：農地や森林の保全と住環境整備の調和を図りつつ、耕作放棄地や未相続地への対応、地籍調査、公園施設の維持管理を進め、安全で持続可能な土地利用を実現する方針を示すもの。

施策

① 優良農地の保全、確保

- ・高齡化や後継者不足で増加する耕作放棄地や遊休農地に対応し、農地パトロールやマッチングで有効活用を進めます。
- ・優良農地の確保と持続可能な土地利用を図り、地域の農業基盤を守ります。

<主な事業> 農業委員会運営事業 農業振興事業 柑橘園地利用最適化推進事業 経営所得安定対策事業

② 土地利用の推進

- ・定住促進を図るため、積極的に宅地造成や分譲を行っていくとともに、土地利用構想（仮）をもとに町全体の将来像を共有し、ゾーニング方針を明確にします。

<主な事業> 宅地造成事業 地籍調査事業

③ 公園の整備

- ・住民の憩いの場である公園を、安全で快適に利用できるよう老朽化施設の更新を進めます。公園づくりの一環として、星谷橋や道の駅ひなの里かつうら周辺の一体的な整備にも取り組み、関係人口の創出や住民交流の促進につなげます。

<主な事業> 公園整備事業

評価指標

| 指標の名称 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) |
|-------------|------------|-------------|
| 農地の有効利用率 | 9.2% | 12.0% |
| 宅地造成区画数(累計) | 11区画 | 15区画 |
| 道の駅周辺入込客数 | 25万3千人 | 26万8千人 |



4

上・下水道の整備

現状と課題

- ・勝浦町簡易水道事業は施設の老朽化が進んでおり、更新や維持管理体制の強化が求められます。
- ・料金改定を行った地区もありますが、人口減少や節水機器普及で水需要は鈍化し、料金収入は減少傾向です。施設更新や耐震化の財源確保が課題となっています。
- ・接続者の減少で料金収入も減っています。維持管理コスト削減と広域的な管理運営で、持続可能な体制づくりが必要です。
- ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換は目標未達です。補助制度を拡充し、普及啓発を強化して整備率を高める必要があります。
- ・配水管や処理施設は老朽化が進み、漏水や機能低下が課題です。耐震化・機能強化を計画的に進め、安全で安定した供給を図ります。

基本方針

安全で安定的な水の供給を確保するため、今後は老朽化施設の更新や耐震化や機能強化を計画的に推進します。また、下水道整備では合併処理浄化槽の普及を促進し、快適な生活環境づくりを図ります。さらに、広域的な運営や効率的な管理を進めることで、将来にわたり持続可能で安心できる水環境の実現をめざします。

施策

① 簡易水道の普及及び促進

- ・簡易水道では漏水調査や業務委託を活用し効率的な運営を図ります。
- ・老朽化施設の更新や耐震化を計画的に実施し、安定した水供給を確保します。
- ・財源確保や広域的な管理も進め、将来にわたり持続可能な水環境を整備します。

＜主な事業＞簡易水道施設整備工事（中山横瀬地区、棚野久国地区、坂本地区、掛谷・沼江地区）水道未普及地域解消事業

② 下水処理施設の普及及び促進

- ・農業集落排水施設への接続や合併処理浄化槽の普及を促進し、補助制度の充実と個別啓発を行います。
- ・老朽化が進む施設は耐震化や機能強化を計画的に実施し、広域的な運営や効率化を進めることで、持続可能で快適な生活環境の実現をめざします。

＜主な事業＞合併浄化槽設置整備事業 農業集落排水処理施設機能強化事業 小松島市外三町村衛生組合事業

③ 適切な施設の維持管理

- ・老朽化が進む水道・下水道施設の更新や耐震化を計画的に進め、安定した供給を確保します。
- ・人口減少や料金収入減少に対応し、効率的な運営や民間委託、広域的な管理を検討します。
- ・将来を見据えた統廃合やダウンサイジングを進め、持続可能な水環境を維持します。

＜主な事業＞水道管理事業

評価指標

| 指標の名称 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) |
|------------|------------|-------------|
| 簡易水道普及率 | 89.1% | 90.0% |
| 簡易水道施設耐震化率 | 24.2% | 31.7% |
| 汚水処理人口普及率 | 66.2% | 84.3% |
| 有収率*の増加 | 67.3% | 70.0% |

*水道事業において配水した水量のうち料金徴収となる水量（有収水量）の割合

5

移住・定住及び住宅施策の推進

現状と課題

- ・勝浦町地域活性化協会と連携して移住フェア参加や移住相談による移住者の確保に取り組んでいますが、人口減少は続いており、定住に結び付く継続的な支援が必要です。
- ・空き家は老朽化や放置も見られ、防災や景観の課題となっています。空き家バンク等を活用し、利活用を進める必要があります。
- ・町営住宅は老朽化が進んでおり、多様なライフスタイルに対応した改修や耐久性向上を計画的に進める必要があります。
- ・新築・改修補助は一定の成果がある一方で、自己負担が課題となり利用が進まない例もあります。制度の見直しが必要です。

基本方針

本町では、空き家バンクの活用や町営住宅の改修を進め、安心して快適な住環境づくりを推進しています。移住フェアや移住相談を通じて交流を広げ、移住希望者に選ばれる魅力あるまちをめざしています。人口減少が続く中、自己負担の課題や住宅の老朽化にも対応し、多様なライフスタイルに応じた住まいの整備や制度見直しを進めることで、定住促進と転出抑制に努めます。

施策

① 移住・定住支援の推進

- ・国や県と連携した支援金制度の紹介、移住フェアや移住相談での情報発信を強化します。
- ・空き家バンクの登録促進や、住宅新築・改修リフォーム補助制度を継続しつつ見直しを図ります。さらに、定住数の拡大に向けて宅地造成や、民間賃貸住宅家賃助成の見直しも行い多様なライフスタイルに応じた住環境を整備し、移住・定住支援を推進します。
- ・町内の担い手不足解消のため発足した特定地域づくり事業協同組合を活用し移住者へ雇用の場を提供します。

<主な事業> 定住促進賃貸住宅家賃助成事業 住宅新築・改修支援事業 勝浦町地域活性化協会事業 特定地域づくり事業協同組合事業 地方創生関連事業

② 出会いの場の提供

- ・結婚支援事業を継続し、登録制限の緩和や助成拡大を進めます。婚活イベントの実施や町の魅力発信と連動した取組を強化し、出会いの機会を広げます。

<主な事業> 出会い応援事業

③空き家対策

- ・空き家情報を勝浦町地域活性化協会と情報共有し、全国版空き家バンクへの掲載を進めることで登録物件のさらなる利活用を進めます。老朽危険空き家には除却補助を活用し、防災や景観に配慮します。町営住宅や定住施策と連携し、移住者の住環境整備を推進することで、人口減少下でも安心して暮らせるまちをめざします。

<主な事業> 空き家活用による移住促進事業 老朽危険空き家除去支援事業 空家等実態調査事業

④町営住宅の長寿命化

- ・老朽化が進む町営住宅の計画的な長寿命化を進めます。多様なライフスタイルに対応した改修を行い、予防保全的な維持管理でライフサイクルコストを縮減します。
- ・安心して快適な住環境を確保し、定住促進と移住支援を推進します。

<主な事業> 公営住宅事業

⑤住宅の耐震化

- ・木造住宅の耐震診断や改修支援を推進し、地震による倒壊から住民の命を守ります。高齢者世帯等には家具固定や飛散防止フィルム貼付、感震ブレーカーの設置等による減災化を推進し、誰もが安心して暮らせる住環境を整備します。

<主な事業> 木造住宅耐震事業

評価指標

| 指標の名称 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) |
|----------------------------|------------|-------------|
| 移住者数（U I Jターン） | 64人 | 80人 |
| 結婚支援制度利用数 | 2人 | 8人 |
| 空き家利用率（空き家バンク登録の賃貸物件） | 53% | 70% |
| 危険空き家減少数（除却補助件数・累計） | 51件 | 80件 |
| 町営住宅の長寿命化計画実施率 | 0% | 39% |
| 木造住宅の耐震診断実施戸数（累計） | 266戸 | 326戸 |
| 高齢者等世帯への家具固定・減災化対策実施戸数（累計） | 9戸 | 27戸 |



6

循環型社会の推進

現状と課題

- ・ごみ排出量は平成 30 年度と比較して減少傾向にあるものの、リサイクル率は依然として全国平均を下回る状況が続いています。今後も、さらなる分別徹底と啓発活動を強化し、住民意識の向上を図る必要があります。
- ・17 か所の分別ステーションを活用しつつ、自治会による清掃・啓発を支援し、資源ごみの分別促進を進める必要があります。
- ・ごみの中間処理については、平成 19 年度から小松島市に可燃ごみの焼却処理を委託しており、小松島市が今後整備する新たな中間処理施設についても、広域整備事業として小松島市と調整を進めているところです。
- ・大規模不法投棄はないものの小規模事例は発生しており、巡回や看板設置を継続し、住民と連携して美化活動を推進します。
- ・官民連携のもと飼い主がいない猫の発生防止のための去勢及び不妊手術の実施や、飼い犬への狂犬病予防注射の徹底に取り組んでいますが、引き続き動物愛護思想の普及活動の継続的な実施が必要です。

基本方針

本町では、4R の理念を浸透させ、資源循環型社会の実現に向けて取り組んでいます。ごみの分別徹底や住民への啓発活動を強化し、資源ごみ回収や美化活動を推進しています。広域処理の効率化に配慮しつつ、再生可能エネルギーの活用やリサイクルの促進により、省資源・省エネルギーを進め、環境にやさしいまちづくりをめざします。

施策

①環境へ配慮する意識の醸成

- ・4R の理念を広め、環境に配慮した生活習慣の定着をめざし、ごみの分別徹底や住民啓発を強化し、清掃活動や美化活動を支援します。
- ・不法投棄防止やリサイクル推進を進め、資源循環型社会の実現をめざします。
- ・犬や猫の飼養動物の適切な管理を啓発し、人や環境に害を及ぼすことのないよう社会との共存を図ります。

<主な事業> 廃棄物再生利用等推進事業 一般廃棄物処理事業 動物愛護啓発事業

② 不法投棄、不法焼却の撲滅

- ・持続可能な資源循環型社会をめざし、環境保全意識を高める啓発活動や関係機関と連携した監視パトロールを継続し、不法投棄・焼却を根絶します。

＜主な事業＞不法投棄監視パトロール事業

③ 広域処理体制構築の継続

- ・広域ごみ処理事業については、小松島市との連携により事業を継続します。小松島市が計画している施設整備計画に伴う町負担への理解促進を課題とし、効率的な運営と住民啓発を進めます。
- ・循環型社会の実現に向け、安定した広域処理体制の確立を図ります。

＜主な事業＞広域ごみ処理事業

④ 景観保全の推進

- ・地域の理解と協力を得て景観保全に努め、環境美化活動を支援します。ごみ分別や清掃活動を通じて住民意識を高め、不法投棄防止にも取り組みます。
- ・豊かな自然環境を観光資源として活用し、循環型社会と調和した美しいまちづくりを推進します。

＜主な事業＞勝浦町環境美化花づくり事業 環境保全事業

評価指標

| 指標の名称 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) |
|----------------------|------------|-------------|
| 住民一人1日あたりの可燃ごみ排出量の減少 | 522.4g | 500.0g |
| リサイクル率の向上 | 15.85% | 18.00% |
| 広域処理体制の維持 | — | 維持 |
| 環境学習の実施回数 | 3回 | 10回 |



7

消防・救急体制の整備

現状と課題

- ・令和7年8月徳島県消防広域化推進協議会が設立されました。消防体制を維持・確保し、さらなる強化を図るためには消防広域化が不可欠です。町も地域連携の在り方を見極め、効率的な消防体制づくりが必要です。
- ・消防団は10分団で活動していますが、高齢化と担い手不足が進んでおり、持続可能な運営体制の構築が求められます。
- ・救急搬送は増加傾向にあり、資機材更新や外部委託で体制を維持していますが、費用面の課題もあり、効率的な運営が必要です。

基本方針

本町では常備消防化や広域連携を見据え、地域全体で強固な消防・救急体制の構築を進めています。消防団は10分団が活動を続けており、今後も担い手支援や組織強化により地域防災の要として発展を図ります。救急搬送の増加にも対応できるよう資機材の更新や外部連携を進め、住民の生命と財産を守る安全で安心な体制を持続的に充実させていきます。

施策

① 消防団の組織維持・強化

- ・消防団の高齢化や担い手不足に対応し、若者や女性の参画を促進します。行政と連携し資機材更新や支援体制を強化し、効率的な運営を進めます。
- ・地域防災の要として組織の持続可能性を高め、住民の生命と財産を守る消防体制を維持・発展させます。

<主な事業> 消防団事業

② 消防救急体制の充実

- ・多様化する災害や救急搬送の増加に対応するため、施設整備や資機材更新を進めます。
- ・救急救命士による体制を維持・強化し、広域化や常備消防化の検討を進めます。効率的で持続可能な消防・救急体制を構築し、住民の安全と安心を守ります。

<主な事業> 救急事業

評価指標

| 指標の名称 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) |
|-----------------------|------------|-------------|
| 若者(39歳以下)及び女性の消防団員在籍率 | 43% | 50% |
| 救急救命講師派遣回数 | 15件 | 20件 |

3

基本目標 3

個性と魅力あふれる

まちづくり

勝浦町ならではの個性や魅力を活かした地域ブランド化を推進するとともに、農地荒廃対策と農産物のブランド化を連動させることで地域課題の解決もめざします。



施策の体系

施策 1 勝浦ブランド（阿波かつうら）の推進

施策 2 農林業の振興

施策 3 商工業の振興

施策 4 観光の振興



1

勝浦ブランド（阿波かつうら）の推進

現状と課題

- ・熟成みかんの知名度向上と消費地での販売動線づくりが必要です。
- ・かんきつテラス徳島のオレンジファクトリー（食品加工室）を活用した商品開発は一定の成果があるものの、利用者拡大や町内農家への波及が課題です。
- ・道の駅を中心とした特産品販路の拡大やイベントによる交流は進んでいますが、自走できる組織体制の確立が必要です。
- ・全国勝浦ネットワークを通じた文化・産業交流は継続されていますが、物産交流や町のPR強化が今後の課題です。
- ・ふるさと納税の寄附額は増加につながっていますが、国の制度改正に沿った事業運営や新たな返礼品事業者、返礼品の開拓が必要です。

基本方針

みかんや恐竜など地域固有の資源を活かしたブランド化を一層推進します。熟成みかんの魅力発信を強化するとともに、道の駅を拠点とした販路拡大を進めます。さらに、農家への波及や自走可能な組織体制の確立を図り、全国ネットワークを通じた文化・産業交流を深めます。加えて、ふるさと納税の制度改正に即した戦略的な展開を推進し、地域ブランドの持続的発展につなげます。

施策

① ブランド化の推進

- ・みかんや恐竜など地域資源を活かし、「阿波かつうら」ブランドを推進する持続可能で自走できる組織体制の構築をめざします。道の駅を拠点に商品開発・販路拡大を進め、農家や商工会との連携を強化します。

＜主な事業＞ふるさと納税 阿波かつうらブランド事業 市場販売戦略展開事業 農業関連地方創生事業 勝浦みかん生産販売促進協議会運営事業 道の駅事業

② 6次産業化の推進

- ・農家や商工会と連携し、6次産業化による付加価値創出と波及効果を高めます。自走可能な体制構築を図り、持続的な地域ブランドの発展をめざします。

＜主な事業＞6次産業化推進事業 かんきつテラス徳島内勝浦町借受施設運営

③ 関係人口の増加

- ・SNSなどを活用し、町と関わる人を増やします。
- ・ビッグひな祭りなど地域イベントを通じ交流人口を拡大し、住民とのつながりを深めます。
- ・継続的な関与を促す仕組みを整え、地域ブランドの発展と将来的な移住・定住につなげます。

＜主な事業＞全国かつうらネットワーク会議交流事業 ふるさと会交流事業費

評価指標

| 指標の名称 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) |
|---------------------------|------------|-------------|
| 阿波かつうらブランド商品売り上げ(道の駅取り扱い) | 4,279 千円 | 8,000 千円 |
| 6次産業化導入支援(累計) | 0 件 | 5 件 |
| SNS(観光ツーリズムインスタ)フォロワー数 | 1,834 件 | 3,000 件 |



2

農林業の振興

現状と課題

- ・農繁期の労力確保は困難だったため、情報発信不足が課題であり、マッチングやアプリ活用による労働力確保を強化する必要があります。
- ・鳥獣害対策や耕作放棄地解消は一定の成果があるものの、農地・園地の維持管理や優良園地の貸出把握など今後の強化が必要です。
- ・高齢化や後継者不足による担い手減少が進み、就農支援やインターンシップ活用、ほ場整備やドローン防除など新技術導入が重要です。
- ・農業用水や施設は老朽化が進み、長寿命化工事や受益者負担軽減が課題です。維持管理と効率的な農地利用を支える仕組みづくりが必要です。
- ・森林境界明確化や地籍調査は一部で進展があるものの、調査継続と成果反映を通じた森林経営基盤の整備が求められています。

基本方針

農業の振興のために、基盤整備や担い手育成を進め、効率的で安定した経営体制をめざします。6次産業化やブランド化、ドローン等の新技術導入で農産物の高付加価値化と生産性向上を推進します。さらに、鳥獣害対策や耕作放棄地の活用を進め、環境にやさしい持続可能な農業を推進します。また、森林環境譲与税を活用し林道維持管理や間伐を計画的に進めることで、防災や環境保全に資する森林の持続的な活用を図り、農業と林業を一体的に発展させます。

施策

① 農業経営の支援

- ・中山間農地の維持や次世代継承のため、直接支払制度等を活用し、農家の連携を支援します。
- ・営農指導や ICT 導入を進め、作業効率化と労力軽減を図ります。
- ・繁農期の人材確保に向け相談窓口を拡充し、持続可能な農業経営を推進します。

＜主な事業＞農業振興事業 豚熱、鳥インフルエンザ等防疫対策事業 畜産業費 日本型直接支払制度事業 みかん収穫求職者向け広報事業 有害鳥獣対策事業

② 農業担い手の確保・育成

- ・若者や兼業農家など多様な担い手確保に向け、営農相談や農地斡旋、研修支援を充実させます。
- ・新規就農者や後継者への支援を強化し、地域資源を活かした農業を次世代へ継承できるよう、人材育成と安定的な農業経営を推進します。

＜主な事業＞農村漁村未来創造事業 勝浦いきいきファーマーズ運営事業 人・農地プラン整備事業 新規就農支援事業
スマート農業実証事業(温州みかandroon防除)

③ 農業インフラの維持・整備

- ・農道や排水施設などの農業基盤整備を推進し、作業効率化と利便性向上を図ります。
- ・国県補助制度を活用しながら、農地利用の将来見込みを踏まえた「地域計画^{※14}」を進め、ほ場整備などにより持続可能な農業環境の確保と担い手への円滑な継承をめざします。
- ・広域農道や農免農道等の県営事業に協力し、事業を推進します。

＜主な事業＞広域農道整備事業 農免農道整備事業 土地改良事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業 農村環境改善センター運営事業 ほ場整備事業 人・農地プラン整備事業 県単土地改良事業

④ 森林環境の保全と活用

- ・森林環境譲与税を活用し、林道の維持管理や計画的な間伐を推進し、間伐材の利活用も検討します。担い手育成や普及啓発を強化し、防災・環境保全に資する持続可能な森林経営体制を整備し、農業とあわせて地域資源の活用を図ります。

＜主な事業＞林道維持管理事業 立川地区水源涵養用地購入事業 林業振興事業

評価指標

| 指標の名称 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) |
|------------------------|------------|-------------|
| 中山間におけるドローン防除率 | — | 30% |
| 認定農業者数(累計) | 31人 | 35人 |
| 農地集積率(担い手に農地が集積している割合) | 25.7% | 31.5% |
| 森林明確化実施済面積 | 915ha | 1,000ha |

¹⁴ 地域計画：農業者や関係機関が地域の農地や担い手の現状を話し合い、これからの営農の方向性や農地の地用・保全の方針を共有するための計画。



3

商工業の振興

現状と課題

- ・起業支援は新たにクラウドファンディング型事業を導入しましたが、利用が進まず、簡易な補助制度の整備が課題です。
- ・小規模商店の高齢化や後継者不足が深刻であり、商工会と連携した担い手支援や商店街活性化を強化することが求められています。
- ・物価高騰や最低賃金の引き上げなど経営環境の変化に対応するため、小規模事業者への補助を検討し事業継続を支える仕組みが必要です。

基本方針

商工業の振興に向け、商工会等と連携し商店街活性化や創業支援、空き店舗利活用を推進します。小規模商店の後継者支援や補助制度を充実させます。さらに、地域特性を活かした新産業の振興や企業誘致を進め、持続可能な経営環境と雇用創出につなげます。

施策

① 後継者問題への支援、町内起業への支援

- ・商工会等と連携し、後継者不足解消や創業支援を推進します。研修や補助制度により事業承継を支援し、店舗改装や新商品開発を後押しします。加えて、簡易な補助制度の整備や利子補給により小規模事業者の経営安定と持続的な商工業の振興を図ります。

<主な事業> 阿波かつうら未来応援事業 小規模事業者経営環境整備事業

② 企業誘致の推進

- ・立地環境や優遇制度、空き店舗情報を収集し、幅広い業種の企業誘致を進めます。かんきつテラス徳島の「オフィスかつうら」の活用や、地域特性を活かした新たな企業の進出による雇用拡大を図り、持続可能な経済基盤を整備します。

<主な事業> 企業版ふるさと納税

③ 新たな産業の振興

- ・地域特性を活かした起業や新産業を誘導し、創業希望者への相談や支援体制を整備します。クラウドファンディング等の活用を含め、補助制度の充実を図りつつ観光連携を推進し持続可能な経営環境と雇用創出につなげます。

<主な事業> 阿波かつうら未来応援事業 企業版ふるさと納税

評価指標

| 指標の名称 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) |
|-------------------|------------|-------------|
| 令和6年度対町内法人廃業抑制率 | — | 100% |
| 令和6年度対商工会の会員数維持 | — | 100% |
| 企業版ふるさと納税受入件数(累計) | 0件 | 1件 |
| 新規起業数(累計) | — | 5人 |



4

観光の振興

現状と課題

- ・観光関係団体の高齢化等により事業継続に不安があり、今後は運営などの体制強化が必要で団体間連携も含めた新たな取組が必要です。
- ・観光施設は利用者増で需要は高まっていますが、施設の老朽化が進み、計画的な修繕と維持管理が必要です。
- ・全国勝浦ネットワーク^{※15}やふるさと会・県人会を活用し、物産イベントやPR活動を継続的に行い認知度向上を図る必要があります。
- ・令和7年9月末で営業が終了したふれあいの里さかもとについて施設の活用方針が課題となっています。

基本方針

観光資源の磨き上げと新たな魅力の発掘を進め、広域連携や情報発信を強化しながら観光振興を推進します。キャンプ場など既存の観光施設の計画的な維持管理に取り組みます。また、県内外での物産イベントなどを通じてPR活動を継続し、町の魅力向上と誘客促進を図ります。ふれあいの里さかもとの施設については有効な活用方法を検討します。

¹⁵ 全国勝浦ネットワーク：「勝浦」の地名を持つ、千葉県勝浦市、徳島県勝浦郡勝浦町、和歌山県東牟婁郡那智勝浦町の3市町が結ぶネットワーク。

施策

① 町の魅力の醸成

- ・観光資源の磨き上げや新たなイベント開発を進め、インバウンド受入や広域連携を強化します。また町の交流拠点である道の駅の在り方について見直しを行います。
 - ・物産イベントやにっぽん恐竜協議会^{※16}などを通じて町の魅力を発信し、誘客促進を図ります。
- ＜主な取組・事業＞阿波かつうらブランド化事業 観光推進事業(広域観光・インバウンド受入協議会事業)

② 観光客受入環境の整備

- ・町内で増加傾向にある民泊施設を活用し、体験型観光を充実させます。キャンプ場など、海外からの観光客が安心して滞在できる受入れ環境を整備します。地域団体と連携し、交流拡大と持続可能な観光振興を図ります。
 - ・公園整備に伴い、効率のいい管理運営が行えるよう道の駅一帯の施設運営の一本化を目指します。
- ＜主な事業＞観光施設管理 勝浦町地域活性化協会との連携 地域活性化センター事業 国内外誘客推進事業・観光推進事業(広域観光・インバウンド受入協議会事業)

③ 広域連携の推進

- ・近隣自治体や大学、企業等との連携を強化し、観光資源を線や面でつなぐ広域観光を推進します。さらに各種物産イベントやにっぽん恐竜協議会への参加で地域の魅力を広く発信します。
 - ・交流人口や若者との連携を通じ、体制強化と持続可能な観光振興を図ります。
- ＜主な事業＞広域連携関連事業 にっぽん恐竜協議会

評価指標

| 指標の名称 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) |
|-----------------------|------------|-------------|
| 道の駅物産販売売上高 | 17,500 千円 | 20,000 千円 |
| 道の駅ひなの里かつうら入込客数 | 9,172 人 | 12,000 人 |
| 町外施設等で広域連携して PR した活動数 | 5 回 | 10 回 |

¹⁶ にっぽん恐竜協議会：恐竜化石を生かした地域活性化に向け、観光や教育で力を合わせる自治体ネットワーク。

4

基本目標4

地域力の高いまちづくり

分野ごとに進められがちであった施策について地域と情報を共有し、総合的に施策を推進することで「地域力」の育成・向上を図ります。



施策の体系

施策 1 地域福祉の推進

施策 2 高齢者福祉の推進

施策 3 障がい者福祉の推進

施策 4 子育て支援の推進

施策 5 勝浦病院の機能の充実

施策 6 健康づくりの推進

施策 7 防災体制の推進

施策 8 防犯・交通安全・消費者保護の推進



1

地域福祉の推進

現状と課題

- ・住民が主体となり支え合う地域共生社会の実現には、ボランティア確保や若い世代への働きかけなど、日常的な交流促進が必要です。
- ・高齢化の進行により集落維持が困難になる地区も見込まれるため、地域の実情に即した福祉体制の充実と支援の強化が求められます。
- ・保健・医療・福祉・介護の連携強化に加え、成年後見制度^{※17}や地域包括ケア体制^{※18}を支える専門職との協働を進めることが重要です。
- ・みかんの郷跡地について、有意義な活用が求められています。

基本方針

地域福祉の推進にあたっては、社会福祉協議会や関係機関と連携し、地域で支え合う仕組みづくりを進めます。高齢化が進む中で、ボランティアの確保や若い世代への働きかけが重要であり、日常的な交流の促進を図ります。さらに、保健・医療・福祉・介護の連携強化や成年後見制度の活用を通じて、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる体制を整備します。また、みかんの郷跡地について、有意義な活用ができるよう検討していきます。

¹⁷ 成年後見制度：病気・障がい等によって判断能力が不十分な成人について、家庭裁判所によって選定された後見人が本人を代理して法律行為の一部を行うことで、その成人を保護・支援する制度。

¹⁸ 地域包括ケア体制：高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいが一体的に切れ目なく提供される体制。

施策

① 支え合い・助け合いを担う人づくり

- ・地域や子どもへの福祉教育を推進し、社会福祉協議会と連携しながら、ボランティア活動に関する情報や支援を行い、みんなで支え合う地域づくりをめざします。

＜主な事業＞社会福祉協議会活動事業 社会福祉事業

② 支援が必要な人を支える地域づくり

- ・日ごろから近所付き合いの中で声かけや見守り、地域活動やさまざまな交流機会への参加を促進し、地域づくり活動の活性化を図ります。また民生委員や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる共生社会をめざします。

＜主な事業＞民生委員活動事業

③ 適切な支援へつなげる仕組みづくり

- ・子どもや高齢者、障がい者、生活困窮者など多様な人が身近で相談できる体制を整えます。医療・福祉・保健等の連携を強化し、虐待防止や権利擁護、成年後見制度の活用を推進することで、一人ひとりの尊厳を守り、その人らしく暮らせる地域づくりを進めます。

＜主な事業＞権利擁護支援事業 社会福祉事業

評価指標

| 指標の名称 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) |
|-------------------|------------|-------------|
| 心配事相談件数 | 10件 | 13件 |
| 民生委員活動における相談・支援件数 | 45件 | 57件 |
| 成年後見制度活用件数 | 13件 | 19件 |



2

高齢者福祉の推進

現状と課題

- ・本町の高齢化率は県平均を大きく上回り、人口減少や独居高齢者の増加に伴い、地域全体での支え合いが一層求められています。
- ・介護予防教室の参加者の高齢化や固定化が進み、多様な介護予防施策の導入が課題です。
- ・通い場の担い手不足のため、各種関係団体と連携した活動拠点づくりを推進する必要があります。

基本方針

地域包括ケアシステムの構築を推進し、医療・介護・生活支援を包括的に整備します。高齢化率が高い中で、独居高齢者や認知症への支援体制を強化するとともに、多様な介護予防施策や各種関係団体と連携した交流拠点づくりを進めます。さらに、生きがいづくりや社会参加を促し、安心して暮らせる地域づくりを推進します。

施策

① 介護予防・日常生活支援の推進

- ・高齢化率の上昇や独居高齢者の増加に対応し、介護予防や生活支援体制を強化します。音楽やICTを活用した介護予防事業を展開し、各種関係団体と連携した交流拠点づくりを推進します。地域包括ケアを基盤に、生きがいくりと安心して暮らせる地域づくりを進めます。

＜主な事業＞ 各種団体と連携した介護予防教室の開催 高齢者の保健事業(生活習慣病重症化予防、フレイル予防等)

② 地域包括ケアの充実

- ・高齢化率の上昇や独居高齢者の増加に対応し、医療・介護・生活支援を一体化した地域包括ケア体制を整備します。
- ・認知症や在宅生活を支える仕組みを強化し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を実現します。

＜主な事業＞ 地域ケア会議等による関係機関との連携 配食サービス 緊急通報体制等整備事業

③ 認知症施策の推進

- ・認知症の早期診断・対応体制を整え、本人の意思を尊重しながら住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を推進します。家族支援や住民啓発を強化し、地域包括ケアと連携して予防から生活支援まで一貫した仕組みを整備し、安心できる地域社会を実現します。

＜主な事業＞ 認知症ケアパス 認知症サポーター養成講座 ばかりんカフェ(認知症カフェ)

評価指標

| 指標の名称 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) |
|-----------------------------|------------|-------------|
| 65歳以上高齢者に占める要介護認定を受けている人の割合 | 21.1% | 22.8% |
| 在宅サービス受給率 | 62.9% | 58.9%* |
| 75歳以上の後期高齢者に占める認知症高齢者の割合 | 19.9% | 19.0% |

* 高齢化により減少は避けられないが、減少幅の抑制を目的として設定。



3

障がい者福祉の推進

現状と課題

- ・ 公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン^{※19}を推進し、誰もが使いやすい施設整備を進める必要があります。
- ・ 移動支援や手話通訳派遣など地域生活支援事業の体制を充実させ、障がい者が安心して暮らせる地域環境づくりが求められます。
- ・ 障がいへの理解促進や啓発は継続して行われていますが、さらなる普及啓発を進め、インクルーシブ^{※20}社会の実現をめざす必要があります。
- ・ 乳幼児期から成人期まで切れ目のない障がい児支援を充実させ、教育・医療・福祉・就労を結ぶ一貫した支援体制を構築することが重要です。
- ・ 相談内容の多様化や重度化・家族の高齢化に対応するため、相談窓口機能を強化し、的確なニーズ把握と支援体制の整備が必要です。

基本方針

バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進し、誰もが安心して暮らせる地域環境づくりを進めます。移動支援や手話通訳など地域生活支援体制を充実させ、障がい児への切れ目のない支援や就労支援を強化します。さらに、相談機能の充実や啓発活動を通じて理解促進を図り、インクルーシブ社会の実現に努めます。

¹⁹ ユニバーサルデザイン：年齢や障がいの有無に関係なく、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり・ものづくり・環境づくり等を行う考え方。

²⁰ インクルーシブ：性別・年齢・障がい・国籍・価値観などの違いを排除せず、誰もが安心して参加・活躍できるようにする考え方。

施策

① インクルーシブ社会の実現に向けた取組の推進

- ・障がいへの理解促進を広報や啓発活動で強化し、障がいに対する正しい理解を推進します。
- ・乳幼児期から成人期まで切れ目のない支援や就労支援を推進し、障がい者の社会参加を支援します。

<主な事業> 移動支援事業 手話通訳・要約筆記者等派遣事業

② 相談体制と福祉サービスの充実

- ・障がい者や障がい児が安心して地域で暮らせるよう、相談窓口の機能強化と関係機関との連携を進めます。療育や福祉サービスを切れ目なく提供し、日常生活用具等の給付拡充や生活支援体制を整えることで、一人ひとりのニーズに応じた支援を充実させます。

<主な事業> 身体・知的障害者相談員や相談支援事業所、ピアカウンセリング等の相談窓口の周知 福祉課・保育所・教育委員会等の関係機関の連携強化 日常生活用具等サービスの充実 地域生活支援事業 障害者総合支援法給付事業 障害児通所支援事業 障害者福祉事業

③ 経済的支援の充実

- ・情報提供や意思疎通支援の体制を整えます。また、障がい児の通所に係る交通費や、副食費の助成を行い家族の生活の安定を図ります。

<主な事業> 障がい児通所交通費支援事業 障がい児通所支援副食費助成事業

評価指標

| 指標の名称 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) |
|----------------------|------------|-------------|
| サルビア作業所利用者数 | 12人 | 15人 |
| 障がい者相談支援事業所等への相談件数 | 205件 | 230件 |
| 住民の障がいへの理解促進に関する啓発活動 | 1回 | 3回 |



4 子育て支援の推進

現状と課題

- ・保育や子育て支援体制を充実させるため、待機児童を出さずに継続できるように、保育士や指導員など担い手の確保が重要です。
- ・子育て家庭の孤立を防止するため、親子が安心して集える場の提供や、多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実と利用者への周知強化が求められます。

基本方針

就学前教育・保育の一体的提供や経済的負担軽減に努め、誰もが安心して子育てできる環境づくりを進めるとともに、待機児童を出さない体制や保育士確保に取り組みます。また、地域子ども・子育て支援事業を中心に多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実や、地域全体での支え合いを推進するとともに、利用者への周知強化に努めます。

施策

①就学前教育・保育の充実

- ・乳幼児期からの発達段階に応じて、基礎的な生活習慣を身につけ、好奇心や探求心を持って他の人々や周囲との関わり、自分を表現する力を養えるよう、家庭、保育園、地域が連携し、就学前教育・保育を推進します。また、保育士確保や待機児童ゼロの体制を維持するための事業を推進します。

＜主な事業＞地域子育て支援拠点事業 保育等促進事業

②地域子ども・子育て支援の充実

- ・住民が仕事と子育てを両立できるよう、また、悩みや不安を抱え込まずに子育てを楽しむことができるよう、地域子ども・子育て支援事業を中心に、その他の公的サービスや地域での支え合い活動も含め、多様なニーズに応じた体制を充実します。

＜主な事業＞子育て短期支援事業 延長保育事業 保育等促進事業 病児・病後児保育事業 子育て総合支援事業 放課後児童健全育成事業 子育て交流支援センター事業 ファミリー・サポート・センター事業 産後ケア事業 子育て世帯訪問支援事業

③妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない健康支援

- ・母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、きめ細かな相談支援や、健康診査の充実、医療体制を確保し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない健康支援を推進します。あわせて、予防接種の適切な接種勧奨に努めます。また産後ケア事業による相談機能や、地域子育て支援拠点事業を活用し、安心して子育てできる地域環境づくりを進めるとともに、こども家庭センターの開設に向けた検討を進めます。

＜主な事業＞不妊治療不育症検査治療費助成事業 産前産後ケア事業 妊婦と子どものインフルエンザ予防接種費用助成
子どもはぐみ医療費助成事業 こども家庭センター

④子ども・子育てにやさしい地域社会づくり

- ・ゆとりを持って子育てができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発を図るとともに、道路や生活環境の安全確保など、安全・快適に子育てができる環境づくりを進めます。また、子育て世帯訪問支援事業や在宅育児家庭への補助、ひとり親家庭の支援など、福祉課題を抱える方へのきめ細かな個別支援を推進します。

＜主な事業＞ひとり親家庭福祉年金 ひとり親家庭等医療費助成事業 在宅育児支援事業

評価指標

| 指標の名称 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) |
|--------------------|------------|-------------|
| 待機児童数 | 0人 | 0人 |
| 子育て支援拠点利用率 | 92% | 100% |
| 適正な体重管理ができている妊婦の割合 | 60% | 100% |
| 産後ケア（訪問型）利用率 | 80% | 100% |



5

勝浦病院の機能の充実

現状と課題

- ・勝浦病院は常勤医師が少なく高齢化も進んでいるため、次世代を担う医師確保が喫緊の課題です。
- ・外来患者数が減少していますが、入院患者は回復期の患者を中心に増えており、地域包括ケアシステムの医療分野の中心としての病棟運営が課題となっています。
- ・改築された新しい施設で、医療の質や患者サービスを高め、地域住民の信頼を得る必要があります。

基本方針

勝浦病院では、効率的かつ質の高い医療を提供できる体制を整備します。常勤医師の高齢化を踏まえ、次世代を担う医師の確保や人材育成に力を注ぎます。また、地域包括ケアシステムの医療拠点として、急性期治療後の患者の早期在宅復帰支援、介護施設等からの緊急入院の受け入れ、そして、在宅生活に困難を抱える高齢者のレスパイト入院など、多岐にわたる医療ニーズに即した機能を強化します。さらに、医療の質と患者サービスを高めることで、地域住民から信頼される病院づくりを推進します。

施策

①勝浦病院の機能向上

- ・医師確保や人材育成を進めるとともに、設備や勤務環境を整備し、患者サービスを向上させます。さらに、地域包括ケアや医療・介護機関との連携を強化し、住民に信頼される体制を構築します。

<主な事業> 地域医療を考える会事業 勝浦病院医療機器等購入

② 医療・介護等の連携強化

- ・勝浦病院は徳島赤十字病院や介護施設、在宅医療と連携し、地域包括的な支援体制を強化します。
- ・国保上勝町診療所とも協力し、医療スタッフの派遣や相互支援を推進します。さらに、高齢者の通院支援など、住民が安心して医療や介護を受けられる環境を整備します。

<主な事業> 通院患者送迎事業 へき地拠点病院運営事業

③ 勝浦病院会計の健全化

- ・勝浦病院は地域包括ケア病床の有効利用、検診・健診からの治療や救急受入強化により経営基盤を安定させます。新病院の設備を有効活用するとともに、業務の効率化を検討し、持続可能な運営を推進します。
- ・医師確保を継続し、信頼される医療体制を整備します。

<主な事業> 医師確保事業

④ 救急医療体制の充実

- ・勝浦病院は休日・夜間を含む救急医療体制を強化するため、近隣市町村や関係機関と連携します。「救急を断らない病院」をめざし、地域住民が安心して医療を受けられる体制を整備します。

<主な事業> 救急(軽症・中等症)患者の受け入れ 夜間休日総合相談

評価指標

| 指標の名称 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) |
|---------------------|------------|-------------|
| 常勤医師数 | 4人 | 5人 |
| 病床利用率(全体) | 65.7% | 80.0% |
| 通院支援利用患者延べ数 | 0人 | 150人 |
| 医業収支比率 | 76.4% | 84.0% |
| 勝浦病院の救急患者(救急車)搬送受入率 | 31.5% | 33.0% |



6

健康づくりの推進

現状と課題

- ・住民が生涯を通じて生活習慣病の予防・重症化予防に主体的に取り組めるよう、データヘルス計画等に基づき健康づくりを推進します。
- ・脳血管疾患等の医療費は減少していますが、糖尿病や高血圧、40～50歳代のメタボ該当者は増加しており、保健指導や重症化予防の強化が必要です。
- ・40～50歳代の健診受診率が依然として低く、生活習慣改善や早期発見につなげるため、この世代を中心とした受診率向上が課題です。
- ・がんに係る医療費は増加傾向であり、がん検診や精密検査の受診率向上を図り、早期発見・早期治療に結び付けることが求められます。
- ・各種健診や母子保健活動等を展開してきましたが、さらなる健康寿命の延伸に向け、ライフコースアプローチ^{※21}の視点で健康づくりの推進が必要です。

基本方針

住民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう、生活習慣病予防や重症化予防を強化し、世代に応じた健診受診率向上を推進します。あわせて、がん検診の充実や精密検査の受診率向上により早期発見・早期治療を図ります。胎児期から高齢期までのライフコースアプローチの視点から各ライフステージにおける健康課題を把握し、予防的な支援を重視した健康づくりを推進します。また、地域ぐるみで健康寿命の延伸をめざした総合的な取組に努めます。

²¹ ライフコースアプローチ：胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくりのこと。

施 策

① 予防を重視した健康づくりの支援

- ・住民が主体的に健康状態の改善（生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防と重症化予防）に取り組めるよう、医師、歯科医師、管理栄養士や保健師等、専門職が支援します。
- ・健診受診率やがん検診の向上をめざして、個別受診勧奨や検診を受診しやすい環境整備に努めます。
- ・愛育班や地域団体と連携して世代に応じた活動を展開し、健康寿命の延伸を図ります。

＜主な事業＞重症化予防の取組(糖尿病性腎症、脳血管疾患、虚血性心疾患)、食育の推進、生活習慣病予防に関する取組、早期発見に向けた取組(各種がん検診)等 健康増進事業

② 特定健診受診率の向上

- ・生活習慣病の予防・重症化予防には健診受診が不可欠です。特に受診率が低い40～50歳代を中心に、未受診者への勧奨や受診体制の充実を進めます。がん検診や精密検査の受診促進とあわせて、早期発見・早期治療を推進し、健康寿命の延伸につなげます。

＜主な事業＞特定健診受診率向上、要精密者への受診勧奨

③ 健康相談の充実

- ・住民が気軽に利用できる健康相談体制を整備し、心身両面からの支援を進めます。関係機関との連携を強化し、個人のライフステージや社会的背景を踏まえたきめ細かな健康支援を実施し、課題に応じた相談体制を充実させます。これら健康課題の解決のために、専門職の確保に努めます。

＜主な事業＞母子保健事業の推進(妊娠期から子育て期への切れ目ない相談事業の推進)、高齢者の健康相談、心の健康づくりに関する取組(自殺予防含む)

評価指標

| 指標の名称 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) |
|----------------------------------|------------|-------------|
| 健診受診者のうちメタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少 | 29.1% | 26.2% |
| 特定健診受診率 | 55.8% | 60.0%以上 |
| がん検診精密検査受診率 | 90.4% | 100.0% |
| 自殺死亡率の減少(10万人対) | 23.76 | 0.00 |



7

防災体制の推進

現状と課題

- ・避難所環境整備や広域連携体制の強化が必要であり、浸水想定や感染症対策を踏まえた避難所運営の検討が課題となっています。
- ・自主防災組織は全町で整備されていますが、活動の活性化が課題であり、研修や訓練の充実を通じた意識向上が求められます。
- ・要配慮者への対応は不十分であり、個別避難計画の作成促進や関係機関との連携強化により、実効性のある体制整備が必要です。

基本方針

自主防災組織の活動をさらに活性化し、研修や訓練を充実させて住民の防災意識を高めます。避難所については、浸水想定や感染症対策を踏まえた環境整備を進め、広域連携による体制強化を図ります。また、要配慮者の個別避難計画を推進し、関係機関との連携を強めることで、誰もが安心できる災害に強いまちづくりを実現します。

施策

①行政の災害対応能力向上

- ・災害時に行政機能を確保するため、発電設備や燃料備蓄を計画的に整備します。全職員の研修参加による対応力向上を図るとともに、要配慮者の個別避難計画や避難所環境整備を推進し、広域連携による強靱な防災体制を確立します。
- ・急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を守るため、対策事業を県と連携し推進します。
- ・河川の雑木の撤去や浚せつ、河道掘削により氾濫リスクを低減するとともに、堤防の脆弱部の補強対策など、県と連携して継続的に河川整備を進めます。

<主な事業> 県単急傾斜地崩壊対策事業 急傾斜地崩壊対策事業 災害対策事業 消防事業 河川維持事業

②関係機関や民間団体との連携

- ・要配慮者支援や避難所運営の実効性を高めるため、関係機関や民間団体と連携体制を強化します。防災士資格取得や協定締結を推進し、研修や訓練の充実を通じて住民の防災意識を高め、災害に強い地域づくりを進めます。

<主な事業> 災害時要配慮者支援事業

③地域、住民の防災意識の向上

- ・自主防災組織の活性化と防災訓練の継続実施により、防災意識を高めます。ハザードマップや気象情報の活用を周知し、情報伝達手段を多様化します。さらに、研修や啓発活動を充実させ、地域住民が主体的に災害に備える体制を強化します。

<主な事業> Jアラート 災害対策事業

評価指標

| 指標の名称 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) |
|-------------|------------|-------------|
| 避難所環境整備率 | 65% | 100% |
| 個別避難計画作成率 | 58.26% | 100.00% |
| 防災協定締結数(累計) | 26件 | 30件 |
| 住民防災訓練参加率 | 58% | 70% |



8

防犯・交通安全・消費者保護の推進

現状と課題

- ・警察署や関係機関と連携し、安全な生活環境整備を進めていますが、地域に根ざした防犯活動のさらなる充実が求められます。
- ・防犯灯設置や登下校時の見守り活動は継続していますが、担い手の高齢化もあり、地域住民の協力強化が必要です。
- ・交通安全は死亡事故ゼロ記録を継続することが課題であり、啓発活動やキャンペーンを通じた安全意識向上が必要です。
- ・消費者保護は、勝浦町消費者協会に加え、勝浦町消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）を平成 30 年度に設立し取り組んでいますが、SNS や点検商法などトラブルが多様化しており、住民への周知・啓発を一層進める必要があります。

基本方針

防犯灯の整備や住民協力による見守り体制を強化し、安全で安心できる地域環境を築きます。交通安全では、啓発活動やキャンペーンを一層充実させ、死亡事故ゼロの継続をめざします。さらに、消費者トラブルの多様化に対応し、協議会を中心に周知啓発を進め、被害防止と住民の安心につなげます。

施策

① 防犯活動の推進

- ・防犯パトロールや防犯灯設置を継続し、不審者情報の共有や登下校時の見守りを強化します。
- ・地域住民や事業者、警察との協働体制を充実させ、担い手不足への対応を図りながら、安全で安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。

<主な事業> 防犯活動の推進

② 交通安全活動の推進

- ・交通安全協会や地域団体と連携し、子どもから高齢者まで幅広い世代に啓発を行い、交通マナーの向上を図ります。歩道と車道の分離や、ガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設を計画的に整備し、住民が安心して暮らせる道路環境を整え、死亡事故ゼロの継続をめざします。

<主な事業> 交通安全推進事業 道路橋りょう維持事業 町単独道路改良事業

③ 消費者保護の推進

- ・消費者教育や広報による啓発を進めるとともに、消費者協会や見守りネットワークの活動の充実を通じてトラブル防止に取り組み、多様化・複雑化する消費者問題に対応し、関係機関と連携して被害防止と安心できる生活環境の確立をめざします。

<主な事業> 消費者保護対策事業

評価指標

| 指標の名称 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) |
|----------------------------|------------|-------------|
| 県内における勝浦町の認知犯罪比率 | 0.7% | 0.0% |
| 交通死亡事故ゼロの継続 | 死亡事故0件 | 死亡事故0件 |
| 消費者保護に関する啓発活動回数 | 4回 | 10回 |
| 小松島消費生活センターで把握している勝浦町の相談件数 | 18件 | 10件 |

5

基本目標5

まちづくりを力強く 推進する町政基盤づくり

満足度の高い行政サービスの提供をめざし、持続可能な町政基盤づくりを推進します。



施策の体系

施策 1 協働のまちづくりの推進

施策 2 男女共同参画社会の推進

施策 3 広報・広聴の充実

施策 4 行財政改革の推進

1

協働のまちづくりの推進

現状と課題

- ・行政だけでなく、NPO^{※22}や住民、企業など多様な主体が協力し、協働によるまちづくりを推進することが求められています。
- ・地域活動は盛んですが、さらなる住民参画を進めるには行政職員も協働の姿勢を理解し、意識醸成に努める必要があります。
- ・少子高齢化が進み、自治会をはじめとする様々な住民団体の活動を担う人が不足することが懸念されています。
- ・町外出身や町外に住む職員が増える中で、職員と地域住民との日常的な関わりが減っており、住民の「生の声」や課題が行政に届きにくくなっています。

基本方針

住民や NPO、企業、行政など多様な主体が対等に連携し、地域課題をともに解決できる仕組みを整備します。また、今後の少子高齢化による担い手不足に対応し、多様で持続可能な地域づくりを推進するため、例えば地域担当者制度のような、職員が地域に寄り添い、地域とともにある行政組織を見据えます。そして、行政職員一人ひとりが当事者意識（ジブンゴト）を持ち、地域へ飛び出す活動の支援に取り組みます。

これまでと同様に「地域のことは地域で解決する」ことを基本とし、地域の自主性や個性を尊重しつつ、行政職員も協働の姿勢を深め、住民参画を広げることで、地域の力を最大限に活かしたまちづくりを推進し、誰もが安心して暮らせる社会を実現します。

²² NPO：（エヌピーオー）Non-Profit-Organization の略。福祉やまちづくり、環境保全等の場面で組織として活動するボランティア団体や公益的な法人のことを指す。

施策

① 住民活動の支援や住民参画・協働によるまちづくりの推進

- ・自治組織や地域団体の活動を支援し、集会施設の設備充実などにより拠点づくりを推進します。
- ・地域団体が主催するイベントへの補助を通じて住民活動を継続的に後押しし、「地域のことは地域で解決する」ことを基本としつつ、行政職員との協働により、地域の力を活かした持続可能で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

<主な事業> 団体の育成支援 自治会への支援 地区統合補助金 イベント開催支援事業

評価指標

| 指標の名称 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) |
|------------|------------|-------------|
| 町内の自治会数の維持 | 16 地区 | 16 地区維持 |

2

男女共同参画社会の推進

現状と課題

- ・ 固定的性別役割分担意識にとらわれず、男女が互いの人権を尊重し、一人ひとりが多様な個性や能力を発揮するための正しい理解や考え方を浸透させる必要があります。
- ・ 地域づくり活動では女性の担う役割が多い一方、企画段階への参画が進んでおらず、男女が平等に参画できる体制づくりが求められます。
- ・ DV（身近な人からの暴力）やハラスメント（立場や関係性を利用した嫌がらせ）、LGBT（性的少数者）など多様な課題に対応し、人権が尊重される社会の実現に向けて、人権教育や意識啓発の強化が必要です。
- ・ 男女共同参画計画に基づき研修会や啓発活動を進めていますが、住民全体に意識を広げ、取組の継続と充実を図ることが課題です。

基本方針

固定的性別役割分担意識を解消し、男女が対等に参画し活躍できる体制整備を推進します。地域づくりなどのあらゆる分野において、方針決定過程などに女性が参画できるよう積極的な女性の登用を推進します。DVやハラスメント防止、LGBTなど多様な人権課題にも対応し、意識啓発や教育を強化します。男女共同参画計画に基づき、研修や啓発活動を充実させ、誰もが尊重される地域社会を実現します。

施策

① 男女共同参画意識の形成

- ・男女が対等に参画できる社会をめざし、啓発活動や研修を充実させます。
- ・家事・育児・介護や地域活動において固定的性別役割分担意識のない男女共同参画を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスや人権尊重への理解を広げ、多様な視点が反映される地域社会づくりを進めます。

<主な事業>男女共同参画事業

② あらゆる分野における男女の活躍推進

- ・雇用分野での均等な機会確保や女性委員の登用拡大を進め、多様な分野に男女双方の視点を反映します。
- ・DV・ハラスメント防止や人権教育を強化し、誰もが尊重される地域社会を実現するとともに、住民全体に意識を広げる取組を継続します。

<主な取組・事業>女性活躍を積極的に進める取組支援

評価指標

| 指標の名称 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) |
|--------------------------------|------------|-------------|
| 男女共同参画に関する研修会参加者の男女共同参画に対する理解度 | — | 80% |
| 各種協議会等における女性委員数の割合 | 36.9% | 45.0% |

3

広報・広聴の充実

現状と課題

- ・広報紙やホームページ、放送、SNS を活用し、全住民に情報を届ける仕組みを整備し、迅速で分かりやすい情報発信を強化する必要があります。
- ・行政や地域情報は生活圏に応じて広域的かつ的確に提供し、住民の利便性を高めるための柔軟な発信体制を検討していく必要があります。
- ・パブリックコメント^{※23}やアンケート調査を通じた意見聴取は少なく、双方向の仕組みを活用して住民参加を促し、政策反映につなげる必要があります。
- ・ホームページや映像配信の充実を進め、受け手目線での情報発信や町の魅力発信を一層強化し、町づくりのPRにつなげることが課題です。

基本方針

広報紙やホームページ、SNS など多様な媒体を活用し、迅速かつ分かりやすい情報発信を行います。住民の生活圏や行動範囲に応じた柔軟な発信体制を整備するとともに、パブリックコメントやアンケート調査を活用し、住民の声を積極的に町政へ反映します。さらに映像配信や魅力発信を強化し、町づくりへの関心と参加を高めます。

²³ パブリックコメント：国や自治体が作る制度や計画案について、住民の意見を募集する仕組み。

施策

① 情報の整理と発信力の強化

- ・広報紙や SNS、映像配信など多様な媒体を活用し、迅速で分かりやすい情報発信を行います。
- ・ユニバーサルデザインや紙媒体維持に配慮しつつ、双方向の意見聴取を強化し、住民の声を町政に反映させ、魅力ある町づくりへの関心と参加を高めます。

<主な事業> 広報事業 広報映像放送事業 ポータルアプリ・多様な情報配信基盤整備事業

② 広聴機能の充実

- ・パブリックコメントや意見交換会を充実させ、住民の声を積極的に町政へ反映します。地域から直接意見を聴く機会を設け、行政の透明性と信頼性を高めます。双方向の対話を通じて住民参画を促し、まちづくりへの関心と協働を推進します。

<主な事業> 広報広聴アンケート事業

評価指標

| 指標の名称 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) |
|----------------|------------|-------------|
| 町ホームページのアクセス件数 | 61,000 件 | 70,000 件 |
| パブリックコメント実施率 | 66% | 90% |

4

行財政改革の推進

現状と課題

- ・職員研修や人事交流は進んでいますが、行政評価を活用し、変化する行政需要に対応できる柔軟な組織体制整備が必要です。
- ・事務事業の有効性や効率性の検証を進めてきましたが、さらなる評価強化とデジタル技術の活用による業務改革を推進する必要があります。
- ・公共施設は老朽化や利用需要の変化が進んでおり、長寿命化や統廃合を含めた計画的かつ総合的な施設マネジメントが必要です。
- ・社会全体が人口・労働力減少となる中、地域 DX の実現により、地域活力の向上や住民・職員ともに幸福になる仕組みづくりが必要です。

基本方針

少子高齢化や、多様化する行政需要に対応するため、行政評価の活用や DX、組織横断による取組を推進し、効率的で質の高い行政運営を進めます。個人情報 の適正管理を徹底し、デジタル活用について住民の理解促進を図るとともに、公共施設の長寿命化や統廃合を計画的に進め、持続可能で健全な財政運営を確立します。

施策

①行政組織の効率化と健全な財政運営の推進

- ・職員研修や人事交流により柔軟な組織体制を整備し、A I 等デジタル技術の活用で業務効率化を進めます。
- ・行政評価を通じた事務事業の改善と、個人情報の適正管理や情報公開の推進により、信頼される行政運営をめざします。
- ・収納率の向上や事務・制度見直しを進め、自主財源の確保と健全な財政運営を推進します。
- ・公共施設の老朽化や利用需要の変化に対応し、総合管理計画に基づき公共施設の長寿命化や集約化・複合化により将来負担が少なく、住民ニーズに対応した施設管理に努めます。
- ・行財政改革総合推進計画に基づき、ICT の活用による業務効率化を図り、電子契約（書類を電子データでやり取りする仕組み）やキャッシュレス納付（現金を使わずに支払う仕組み）の導入も検討し、持続可能で効率的な行政体制を整備します。
- ・地域 DX の実現のため自治体 DX を推進します。デジタルデバイド^{※24}の解消や行政手続きのオンライン化、基幹系業務システムの標準化など組織横断による取組を推進します。

<主な事業>DX 推進支援事業 基幹系業務システム標準化対応事業
加入者系光ファイバ網情報通信設備更改事業 行政手続きオンライン化
地籍調査終了後の登記地籍での課税への移行 収納率の向上

評価指標

| 指標の名称 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) |
|--------------|------------|-------------|
| 行政手続オンライン化件数 | 30 件 | 40 件 |

²⁴ デジタルデバイド：デジタル技術を使える人と使えない人の間に生じる格差のこと。